

平塚市文化芸術振興計画

(中間見直し)

【 令和7年度 ～ 令和10年度 】

令和7年2月
平 塚 市

はじめに

文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、いつの時代も暮らしに潤いとふれあいをもたらします。また、人と人とのつながりを生み出し、地域社会を活性化させ、魅力あるまちづくりを推進する力となります。

平塚市は、豊かな自然環境に恵まれ、かつては古代相模国の国府として、また、旧東海道の宿場町として栄え、太平洋戦争での平塚空襲からの復興を果たし、現在の姿へと発展してきました。こうした長い歴史と伝統の上に、魅力ある「ひらつか文化」が形成されています。

本市では、令和4年2月に、平塚市文化芸術振興計画を策定し、「人が輝く ひらつか文化の創造～ふるさと平塚を舞台に、ふれあい、伝えあい、結びあい、市民文化の創造・発信をします～」を基本理念として、「ひらつか文化のまちづくり」、「ひらつか文化の人づくり」、「ひらつか文化の場づくり」の3つの基本目標を掲げ、文化芸術の振興に向けた目標や取組を示し、文化芸術施策を総合的かつ中期的視点で推進してまいりました。

この間、新型コロナの世界的流行と、その後の社会経済活動の回復に向けた動き、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の更なる普及などにより、文化芸術を取り巻く環境もめまぐるしく変化し続けています。

こうした社会情勢の変化や、3年間の進捗状況を振り返るとともに、令和6年に策定した新総合計画や各種計画の内容、文化芸術に関する市民アンケート調査の結果などを踏まえて中間見直しを行いました。

中間見直し後の4年間についても、引き続き、より魅力ある「ひらつか文化」の継承・発展・創造を目指し、本市の文化芸術振興施策を着実に推進していきます。

結びに、計画の中間見直しにあたり、多大なお力添えをいただいた「平塚市文化振興懇話会」の皆様にご心から御礼を申し上げます。

令和7年2月

平塚市長 落合克宏

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的及び中間見直しの趣旨	2
2 計画策定の背景	3
3 対象とする文化の領域	7
4 計画の位置付け	8
5 計画期間	8
6 市民アンケート調査分析結果	9
＜参考＞平塚市の主な文化施設	27
第2章 基本方針	28
1 基本理念	29
2 基本目標と施策の方向	29
3 目標実現のための視点	30
4 計画の体系	31
5 成果指標	32
＜参考＞平塚市の文化財	33
第3章 具体的な取組	34
1 基本目標1 ひらつか文化のまちづくり	35
2 基本目標2 ひらつか文化の人づくり	38
3 基本目標3 ひらつか文化の場づくり	43
第4章 推進体制	46
1 推進体制	47
2 計画の進行管理・評価	49
第5章 参考資料	50
1 計画策定体制と策定及び中間見直しの経過	51
2 平塚市文化振興懇話会要綱	54
3 平塚市文化振興懇話会名簿	55
4 文化芸術に関する市民アンケート調査	56
5 パブリックコメント結果	76

第 1 章

計画の策定にあたって

- 1 計画策定の目的及び中間見直しの趣旨
- 2 計画策定の背景
- 3 対象とする文化の領域
- 4 計画の位置付け
- 5 計画期間
- 6 市民アンケート調査分析結果

1 計画策定の目的及び中間見直しの趣旨

平成 22 年 3 月に策定した平塚市文化振興指針は、本市を舞台に文化的な活動を行う市民一人一人が輝き、生きる力と潤いを実感し、様々な主体と連携・協働しながら地域文化の魅力や個性を創造していくことを目指したもので、対象期間は平成 29 年 3 月までとしました。

この間、ホール固有の吊り天井の大規模修繕や耐震補強が求められた平塚市民センター大ホールの閉鎖（平成 27 年 4 月）や見附台周辺地区整備に伴う平塚文化芸術ホールの建設に向けた動きなど、本市の実演芸術拠点を取り巻く状況が目まぐるしく変化しました。このため、平成 30 年 12 月の平塚市民センターの閉館及び令和 4 年 3 月の平塚文化芸術ホールの開館を契機に、平塚市文化振興指針の期限を令和 4 年 3 月まで延長し、令和 4 年 2 月に新たに平塚市文化芸術振興計画を策定しました。

この計画は、平塚市文化振興指針の基本理念を継承し、平成 29 年に改正された「文化芸術基本法」や社会情勢の変化による文化芸術を取り巻く環境に対応させ、より魅力ある「ひらつか文化」の継承・発展・創造を目指して、本市の文化芸術施策を一層充実させるものです。

文化芸術の振興に向けた目標や取組を示し、本市の文化芸術振興施策を総合的かつ中期的視点で着実に推進することで、文化芸術固有の意義と価値にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との連携により、基本理念である「人が輝く ひらつか文化の創造」を目指します。

また、令和 6 年度で 7 年間の計画期間のうち 3 年が経過することから、市民意識の変化や文化芸術を取り巻く環境の変化に対応するため、令和 6 年度に実施した「文化芸術に関する市民アンケート調査」の結果等を踏まえ、中間の見直しを実施しました。

中間見直しの主なポイント

第1章 計画の策定にあたって

- ・「6 市民アンケート調査分析結果」を令和 6 年度のアンケート調査結果を踏まえて更新しました。

第2章 基本方針

- ・「5 成果指標」の令和 6 年度の中間値に実績値を掲載しました。また、当初設定した中間値を超えた成果指標については、令和 10 年度の目標値を上方修正しました。

第3章 具体的な取組

- ・令和 4 年度をもって終了した 1 事業を削除し、新たに 3 事業を掲載しました。

第5章 参考資料

- ・「4 文化芸術に関する市民アンケート調査」を令和 6 年度のアンケート調査結果に更新しました。

2 計画策定の背景

■社会情勢の変化

少子高齢化やグローバル化の進展など、社会の状況が著しく変化する中で、文化芸術を取り巻く環境も大きく変わってきています。

人生 100 年時代を迎える中では、高齢者も文化の担い手として、様々な活動を通じた発信者としての役割が期待されるようになってきています。一方で、後継者の育成や伝統の継承などが困難となってきた分野もあります。

また、スマートフォンや SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を含むインターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及が進み、様々な情報の受発信を誰もが迅速かつ気軽にできるようになりました。文化芸術の分野においてもインターネットを通じて伝統芸能やメディア芸術などの日本特有の文化や伝統が海外からも注目されることで、今後も外国人旅行客が増加していくことが予想されます。

そして、平成 27 年 9 月に開催された国連持続可能な開発サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。そこに記載された平成 28 年(2016 年)から令和 12 年(2030 年)までの国際目標である持続可能な開発目標(SDGs)は、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットが定められ、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

さらに、新型のウイルスによる感染症の世界的な流行とその後の社会経済活動の回復や、頻発する大規模な自然災害など、これまでの生活様式を見直す必要が生じています。

こうした社会状況の大きな変化の中で、豊かな市民生活の実現における文化芸術の重要性は益々高まっています。

本市においても、文化芸術を通じて、次代を担う人材の育成や、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現、市内外への魅力の発信強化のため、新たな生活様式に合わせた文化芸術振興施策の更なる推進が求められています。

■国の取組

平成13年に「文化芸術振興基本法」を定め、国民の文化芸術に関する自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術振興に関わる施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現を目指しました。この法に基づき、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が4次にわたって策定され、文化芸術立国の実現に向けた取組を推進しました。

また、これまで法的基盤がなかった劇場、音楽堂等の重要性や役割を明確にし、活性化するため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策を定める「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を平成24年に施行しました。

平成29年には、これまでの文化芸術施策を更に充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を法の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを目指し、文化芸術振興基本法が「文化芸術基本法」として改正されています。

そして、文化芸術基本法に基づき、令和5年3月には「文化芸術推進基本計画（第2期）」が定められ、令和5年度から令和9年度までの5年間の文化芸術施策の基本的な方向性が示されました。この計画では、文化芸術は、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉であり、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等との緊密な連携の下、デジタル化等の技術革新を取り入れながら新たな価値や収益を生み、文化芸術が持つ本質的価値の向上のために再投資される好循環を通じて、我が国の発展に寄与するものであると位置付けられています。また、文化芸術と経済の好循環を実現するための重点取組として、ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進、文化資源の保存と活用の一層の促進、文化芸術を通じた次代を担う子どもたちの育成などが掲げられています。

さらに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、令和5年3月に、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」が策定されました。この計画では、障害者による文化芸術活動の幅広い促進、芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化、地域における発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現を基本理念として、鑑賞・創造・発表等の11の施策について、施策間の連携を取りながら、総合的・複合的に施策を推進することとしています。

■神奈川県取組

平成20年に「神奈川県文化芸術振興条例」を制定し、文化芸術の振興に関する施策の基本的事項を定めました。

また、この条例に基づき令和6年3月には、「かながわ文化芸術振興計画（令和6年度～令和10年度）」を策定しました。この計画は、「文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャーを推進する視点」と「共生共創事業をはじめとして、文化芸術を通じて、共生社会の実現を後押しする視点」の2つを基本的な視点として、「1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用」、「2 子ども・若者の文化芸術活動の充実等」、「3 共生社会の実現に向けた高齢者・障がい者等の文化芸術活動の充実等」、「4 国際・観光分野との連携」、「5 文化芸術の振興を推進するための環境整備」の5つの重点施策を中心に取り組むこととされています。

この計画では、県は「市町村」、「芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者」、「文化芸術団体」、「学校」及び「事業者」等と総合的に連携・協働して推進体制を整えとしており、市町村は住民に最も身近な基礎的な自治体として、地域における文化芸術活動の支援、伝統芸能や文化財の保存・継承に関わる取組を推進していくことを期待されています。

■本市の取組

平成18年10月に制定された平塚市自治基本条例の第8条では、市民が幸せに暮らすまちを目指すための5つのまちづくりの指針の中に、「世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、人々が平和に共存するまちにします。」「豊かな人間性と文化をはぐくみ、基本的人権を擁護するまちにします。」と掲げています。

これらの実現に向けて、令和6年2月に「平塚市総合計画～ひらつか VISION～」(令和6年度～令和13年度)を策定しました。この総合計画は多様な主体が連携し、人口減少社会における課題解決に加え、デジタル化・脱炭素化の取組を進めることとしています。分野別施策には「共生、文化芸術、スポーツ」分野に「生涯学習や文化芸術活動を推進する」、「市民交流・多文化共生を推進する」等の施策を位置付け、市民の文化芸術活動の支援等、本市の文化芸術振興施策を進めていきます。

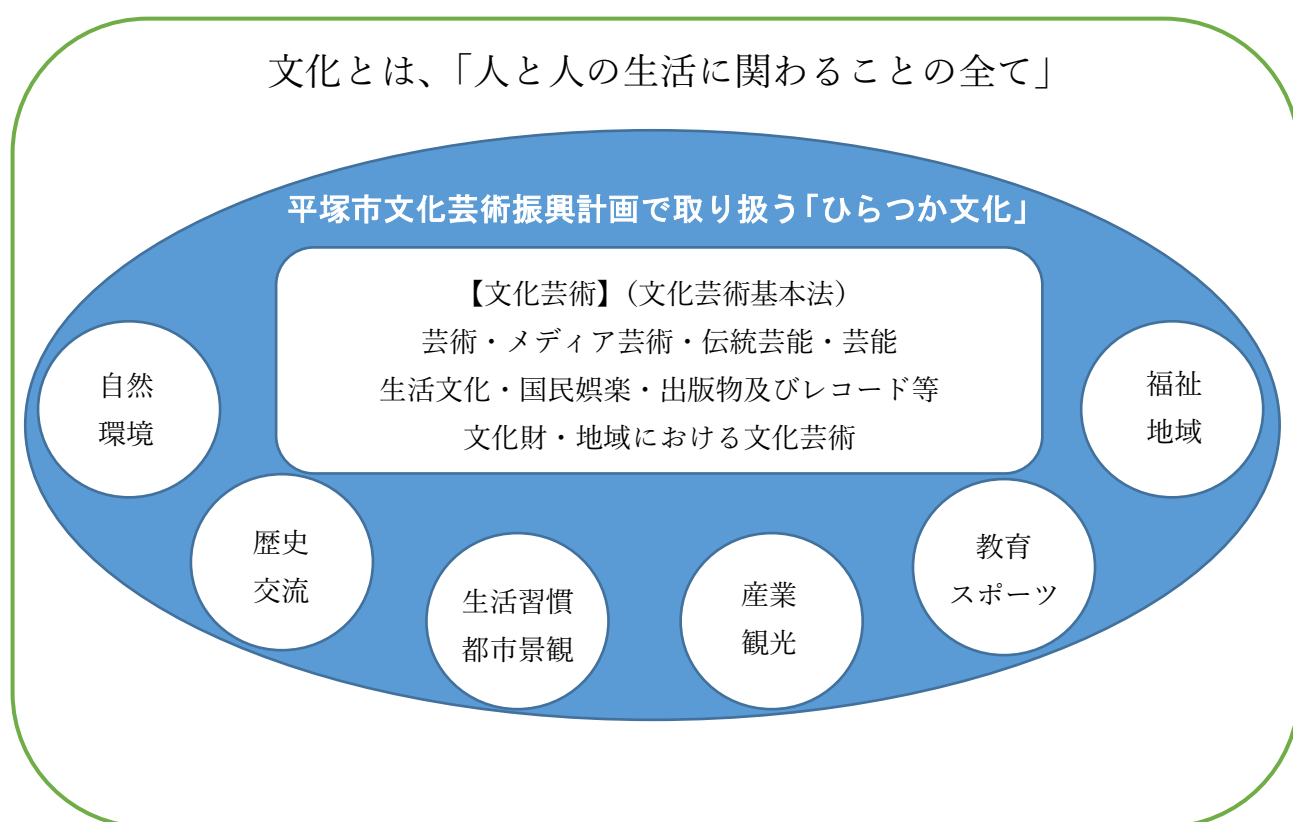
一方、令和4年2月には、「平塚市文化芸術振興計画」(令和4年度～令和10年度)を策定し、平塚市文化振興指針の基本理念「人が輝く ひらつか文化の創造」を継承し、「ひらつか文化のまちづくり」、「ひらつか文化の人づくり」、「ひらつか文化の場づくり」の3つの基本目標に基づき文化芸術分野を中心として、より魅力ある「ひらつか文化」の継承・発展・創造を目指した施策を展開しています。

また、本市教育委員会では、令和7年1月に「第3期平塚市教育振興計画～奏(かなで)プラン3～」(令和7年度～令和10年度)を策定し、「未来の礎を築く教育のまち平塚」を基本理念に、基本方針として「文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実」等を掲げ、教育分野における文化芸術振興施策を推進しています。

さらに、令和4年3月26日には、平成30年12月に閉館した平塚市民センターに替わる「平塚文化芸術ホール」が開館し、市民の文化芸術活動や鑑賞の場として活用され、本市文化芸術の新たな拠点となっています。

3 対象とする文化の領域

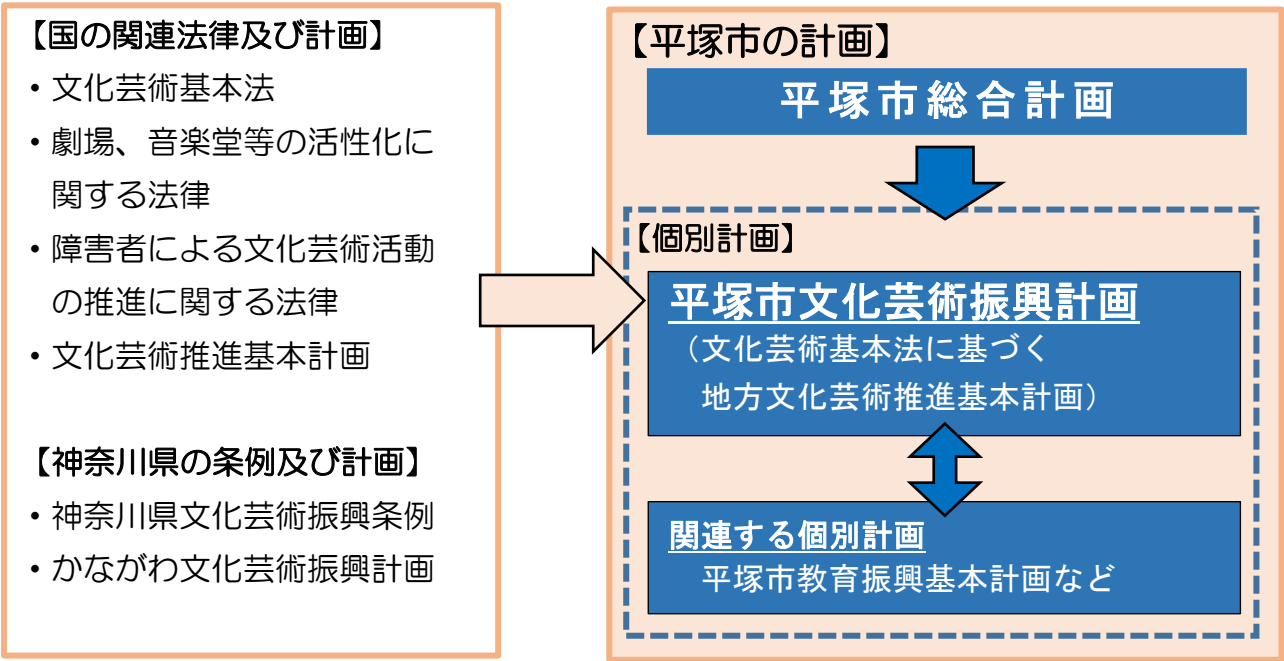
本計画では、本市の文化を「人と人の生活に関わることの全て」と捉え、文化芸術基本法が対象とする「文化芸術」分野を中心に、里山や田園、海、川などの豊かな自然環境、古代相模国府の成り立ちや旧東海道の宿場町としての発展、戦後の空襲からの復興などの歴史的な背景、先人の努力と工夫により築かれた産業、木谷實九段にゆかりある囲碁のまちとしてその魅力を伝える囲碁文化、湘南ベルマーレに代表されるスポーツを含む平塚にまつわる市民の活動とその基盤となる地域の特性全てを「ひらつか文化」として取り扱います。



4 計画の位置付け

本計画は、平塚市総合計画を上位計画とする個別計画及び文化芸術基本法第7条の2第1項の規定に基づく地方文化芸術推進基本計画として策定します。

また、文化芸術基本法等の法律、神奈川県文化芸術振興条例や関連する国・県の計画の趣旨を踏まえながら、本市の他計画との整合を図ります。



5 計画期間

令和4年度から令和10年度の7年間とします。なお、社会状況の変化や市民ニーズを踏まえて、令和6年度に検証と評価を行い、中間見直しを行いました。

計画名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
平塚市文化芸術振興計画			見直し				次期計画検討
平塚市総合計画		次期計画検討	反映			改訂計画検討	反映

6 市民アンケート調査分析結果

平塚市文化芸術振興計画の中間見直しに当たり、市民の文化芸術に対する意識や本市文化芸術施策への要望及び課題を把握するためアンケート調査を実施しました。

(1) 調査概要

実施期間	令和6年4月8日（月）～令和6年5月7日（火）
対象者	16歳以上の市内在住者 3,000 人（住民基本台帳より無作為抽出）
回答数（回収率）	1,011 通（33.7%）
設問項目	1. 本市の魅力について（3問） 2. 文化芸術への関心について（1問） 3. 文化芸術に関する鑑賞状況について（3問） 4. 文化芸術に関する活動状況について（6問） 5. 文化芸術に関する情報について（2問） 6. 本市の文化芸術の発展について（4問） 7. 回答者自身や家族について（9問） 8. 文化芸術施策への考えについて（自由意見）

(2) 調査結果

■ 年齢別のアンケート回答数

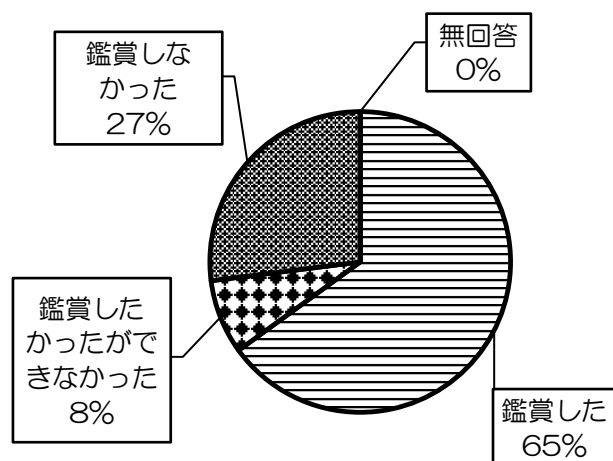
年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60～ 74歳	75歳～	無回答	全体
回答数	31	70	100	143	175	286	196	10	1,011
割合	3.1%	6.9%	9.9%	14.1%	17.3%	28.3%	19.4%	1.0%	100%

■ 文化芸術に関する鑑賞状況について

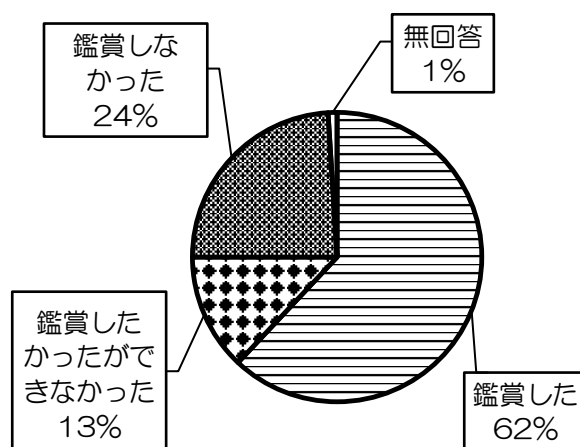
- ・「1年間に文化芸術に関する鑑賞をした人」は前回調査（62%）から3%高くなり、65%でした。年齢別で見ると、10代、20代、50代が前回調査より低くなりましたが、30代、40代は10%以上大幅に高くなりました。
- ・鑑賞したかったができなかった方が鑑賞しやすくなる条件では、上位3項目の順位に変化はありませんでしたが、30代から40代では前回調査で3位だった「子どもと一緒に鑑賞することができる」は4位になりました。

● 1年間に文化芸術に関する鑑賞をした人の割合

令和6年調査（回答 1,011）



令和2年調査（回答 1,236）



● 年齢別の1年間に文化芸術に関する鑑賞をした人の割合

年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60～74歳	75歳～	全体
令和6年 (回答 1,011)	65 %	64%	70%	70%	63%	65%	59%	65%
令和2年 (回答 1,236)	72 %	73%	59%	60%	65%	62%	57%	62%

● 鑑賞したかったができなかった方が鑑賞しやすくなる条件（上位3項目）

令和6年調査（回答 124）

全体			30代～40代		
1位	身近な場所で催しが行われる	52%	1位	身近な場所で催しが行われる	74%
1位	手ごろな価格で鑑賞ができる	52%	2位	手ごろな価格で鑑賞ができる	65%
3位	参加しやすい時間に催しが開 催される	50%	3位	参加しやすい時間に催しが開 催される	61%

※30代～40代の「子どもと一緒に鑑賞することができる」は4位（43%）

令和2年調査（回答 244）

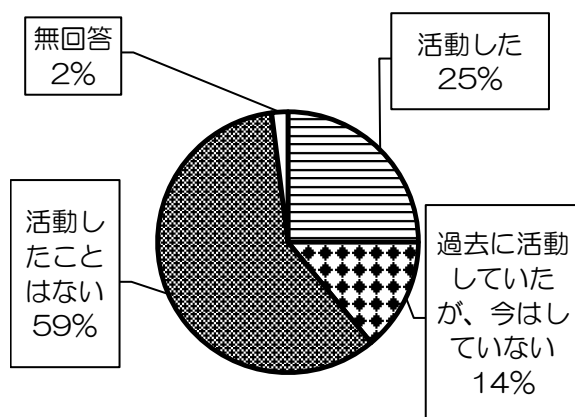
全体			30代～40代		
1位	身近な場所で催しが行われる	62%	1位	手ごろな価格で鑑賞ができる	63%
2位	手ごろな価格で鑑賞ができる	56%	2位	身近な場所で催しが行われる	60%
3位	参加しやすい時間に催しが開 催される	41%	3位	子どもと一緒に鑑賞すること ができる	52%

■ 文化芸術に関する活動状況について

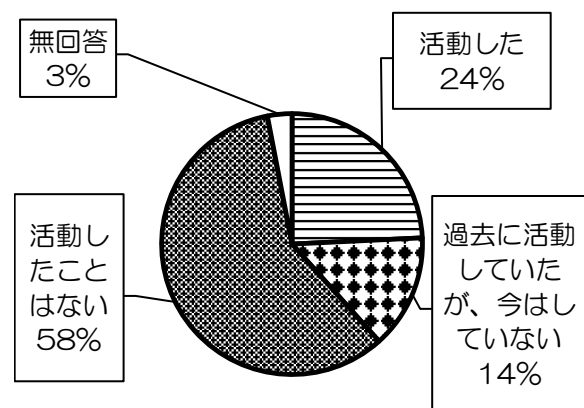
- ・「1年間に文化芸術に関する活動をした人」は前回調査（24%）から1%高くなり、25%でした。年齢別で見ると、10代、20代、30代、50代が前回調査より低くなり、特に10代、20代では10%以上低くなっています。
- ・過去に活動をしていたが今はやっていない方が活動を止めた理由では、上位2項目に変化はありませんでしたが、「身近に希望する教室や講座がなかった」、が3位になりました。
- ・活動をしたことがない理由では、上位2項目に変化はありませんでしたが、「気軽に活動する場がない」が3位になりました。

● 1年間に文化芸術に関する活動をした人の割合

令和6年調査（回答 1,011）



令和2年調査（回答 1,236）



● 年齢別の1年間に文化芸術に関する活動をした人の割合

年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60～74歳	75歳～	全体
令和6年 (回答 1,011)	26%	14%	16%	22%	19%	27%	38%	25%
令和2年 (回答 1,236)	38%	24%	18%	21%	22%	24%	34%	24%

● 過去に活動をしていたが今はやっていない方が活動を止めた理由（上位3項目）
（回答 令和6年：160、令和2年：209）

令和6年			令和2年		
1位	仕事や学業で時間が取れなかった	38%	1位	仕事や学業で時間が取れなかった	42%
2位	子育てや介護・看護で時間が取れなかった	23%	2位	子育てや介護・看護で時間が取れなかった	24%
3位	身近に希望する教室や講座がなかった	15%	3位	身近に活動するための場がなかった	18%

● 活動をしたことがない理由（上位3項目）

（回答 令和6年：595、令和2年：717）

令和6年			令和2年		
1位	鑑賞で十分だと思っている	34%	1位	鑑賞で十分だと思っている	34%
2位	仕事や学業で時間が取れない	31%	1位	仕事や学業で時間が取れない	34%
3位	気軽に活動する場がない	19%	3位	自分には難しいイメージがある	22%

■ 文化施設の利用について

- ・文化施設を利用したことがある人は前回調査と同じで91%でした。年齢別で見ると、20代、30代、40代で利用したことがある人の割合が低くなっています。

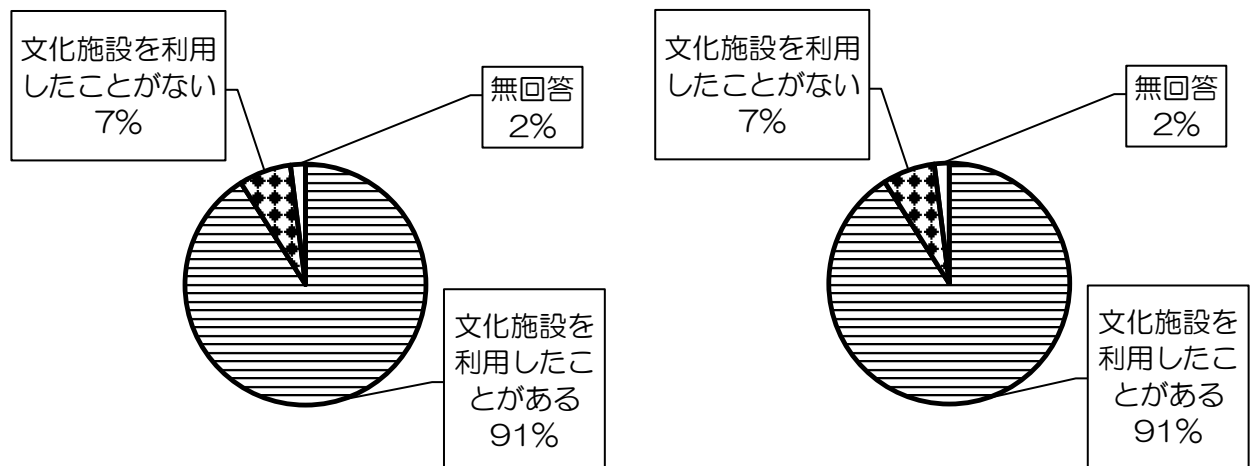
※文化施設は「平塚文化芸術ホール」「公民館」「図書館」「博物館」「美術館」「旧横浜ゴム平塚製造所記念館（八幡山の洋館）」とします。

- ・文化施設で実施してほしい事業では、前回調査と変化はなく「一流のアーティストや作家を招いた芸術性の高い事業」、「低価格もしくは無料で鑑賞できる事業」、「子どもが鑑賞や文化芸術体験ができる事業」が上位にあげられています。

● 文化施設を利用したことがある人の割合

令和6年調査（回答 1,011）

令和2年調査（回答 1,236）



● 年齢別の文化施設を利用したことがある人の割合

年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60～74歳	75歳～	全体
令和6年 (回答 1,011)	97%	81%	88%	87%	92%	92%	94%	91%
令和2年 (回答 1,236)	100%	82%	78%	92%	94%	95%	94%	91%

● 文化施設で行ってほしいと思う事業（上位3項目）

（回答 令和6年：1,011、令和2年：1,236）

令和6年			令和2年		
1位	一流のアーティストや作家を招いた芸術性の高い事業	37%	1位	一流のアーティストや作家を招いた芸術性の高い事業	41%
1位	低価格もしくは無料で鑑賞できる事業	37%	2位	低価格もしくは無料で鑑賞できる事業	40%
3位	子どもが鑑賞や文化芸術体験ができる事業	34%	3位	子どもが鑑賞や文化芸術体験ができる事業	36%

■ 文化芸術に関する情報収集について

- ・文化芸術に関する情報を得ている媒体では、前回調査では3位だった「インターネット（SNSを除く）」が2位になりました。また、「SNS(Facebook、X(旧Twitter)、Instagramなど)」が全体で5位に、10代～40代では1位になりました。
- ・文化芸術に関して提供して欲しい情報では、前回調査と変化はなく「講座やイベントなどの開催情報」、「美術館、博物館や図書館などの社会教育施設の情報」、「一緒に活動を行う仲間やサークルなどの情報」が上位にあげられています。

● 文化芸術に関して情報を得ている媒体（上位5項目）

令和6年調査（回答 1,011）

	全体			10代～40代	
1位	平塚市の広報	53%	1位	SNS（Facebook、X（旧Twitter）、Instagramなど）	50%
2位	インターネット（SNSを除く）	32%	2位	インターネット（SNSを除く）	38%
3位	テレビ・ラジオ	30%	3位	平塚市の広報	33%
4位	新聞の文化・情報欄	28%	4位	テレビ・ラジオ	24%
5位	SNS（Facebook、X（旧Twitter）、Instagramなど）	27%	5位	知人・友人からの口コミ	22%

令和2年調査（回答 1,236）

	全体			10代～40代	
1位	平塚市の広報	53%	1位	インターネット（SNSを除く）	49%
2位	テレビ・ラジオ	36%	2位	SNS（Facebook、Twitter、Instagramなど）	40%
3位	インターネット（SNSを除く）	35%	3位	平塚市の広報	36%
4位	新聞の文化・情報欄	31%	4位	テレビ・ラジオ	34%
5位	知人・友人からの口コミ	26%	5位	知人・友人からの口コミ	24%

● 文化芸術に関して提供して欲しい情報（上位3項目）

（回答 令和6年：1,011、令和2年：1,236）

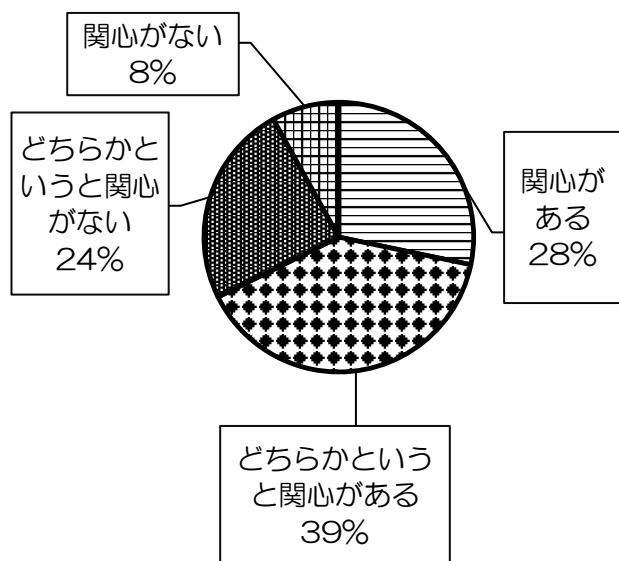
令和6年			令和2年		
1位	講座やイベントなどの開催情報	53%	1位	講座やイベントなどの開催情報	51%
2位	美術館、博物館や図書館などの社会教育施設の情報	30%	2位	美術館、博物館や図書館などの社会教育施設の情報	38%
3位	一緒に活動を行う仲間やサークルなどの情報	16%	3位	一緒に活動を行う仲間やサークルなどの情報	14%

■ 文化芸術への関心について

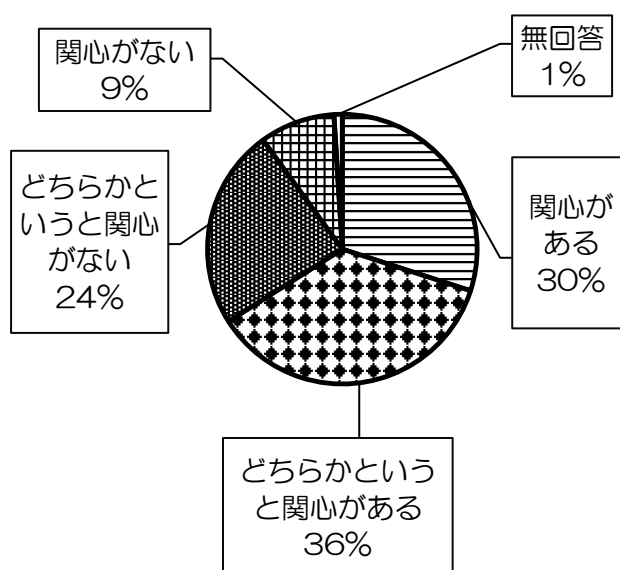
- ・「文化芸術鑑賞や文化芸術体験・活動に関心がある（どちらかというに関心があるを含む）人」は前回調査（66%）から1%高くなり、67%となっています。年齢別で見ると、10代～30代、50代で関心がある人の割合が低くなっていて、特に10代、20代が低くなっています。
- ・本市の文化芸術の発展のために行政が取り組む必要がある施策では、前回調査と変化はなく「子どもが文化芸術に関する鑑賞や体験ができる事業」、「低価格もしくは無料で文化芸術を体験する場を提供する」、「文化施設で一流のアーティスト公演を行う」が上位にあげられています。

● 文化芸術鑑賞や文化芸術体験・活動に関心を持つ割合

令和6年調査（回答 1,011）



令和2年調査（回答 1,236）



● 年齢別の文化芸術に関心を持つ人の割合

年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60～74歳	75歳～	全体
令和6年 (回答 1,011)	32%	56%	65%	69%	63%	72%	74%	67%
令和2年 (回答 1,236)	59%	60%	66%	60%	63%	70%	72%	66%

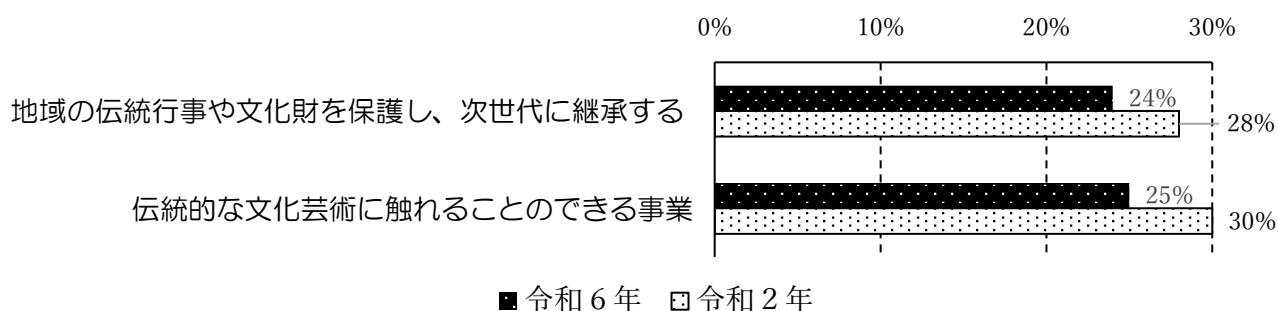
● 本市の文化芸術の発展のために行政が取り組む必要がある施策（上位3項目）
（回答 令和6年：1,011、令和2年：1,236）

令和6年			令和2年		
1位	子どもが文化芸術に関する鑑賞や体験ができる事業	44%	1位	子どもが文化芸術に関する鑑賞や体験ができる事業	48%
2位	低価格もしくは無料で文化芸術を体験する場を提供する	39%	2位	低価格もしくは無料で文化芸術を体験する場を提供する	42%
3位	文化施設で一流のアーティスト公演を行う	34%	3位	文化施設で一流のアーティスト公演を行う	35%

■ 伝統芸能や文化財への関心について

- ・本市の文化芸術の発展のために行政が取り組む必要がある施策として「地域の伝統行事や文化財を保護し、次世代に継承する」をあげた方は、前回調査（28%）から4%低くなり24%でした。
- ・文化施設で実施して欲しい事業として「伝統的な文化芸術に触れることのできる事業」をあげた方は、前回調査（30%）から5%低くなり25%でした。
- ・1年間に文化芸術に関する鑑賞をした人のうち、「伝統芸能や文化財などの歴史的なものを鑑賞した人」の割合は、前回調査（33%）から2%低くなり、31%でした。特に若い世代で鑑賞した人の割合が低くなっています。
- ・1年間に文化芸術に関する活動をした人のうち、「伝統芸能や文化財などの歴史的な活動をした人」の割合は前回調査（12%）から1%低くなり11%でした。特に10代、30代では0%となっています。

● 行政が取り組む施策、文化施設で実施して欲しい事業として伝統芸能や文化財をあげた割合（回答 令和6年：1,011、令和2年：1,236）



● 年齢別の1年間に文化芸術に関する鑑賞をした人のうち、伝統芸能や文化財などの歴史的なものを鑑賞した人の割合

	10代	20代	30代	40代	50代	60～74歳	75歳～	全体
令和6年 (回答 653)	10%	29%	24%	22%	36%	36%	34%	31%
令和2年 (回答 768)	17%	22%	23%	32%	29%	41%	41%	33%

- 年齢別の1年間に文化芸術に関する活動をした人のうち、伝統芸能や文化財などの歴史的な活動をした人の割合

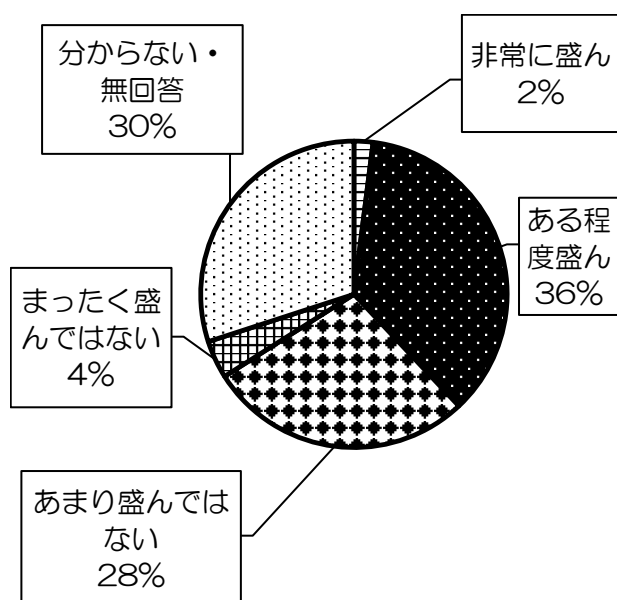
	10代	20代	30代	40代	50代	60～ 74歳	75歳～	全体
令和6年 (回答 253)	0%	20%	0%	13%	9%	4%	20%	11%
令和2年 (回答 301)	0%	0%	4%	6%	12%	14%	22%	12%

■ 本市の文化芸術の振興について

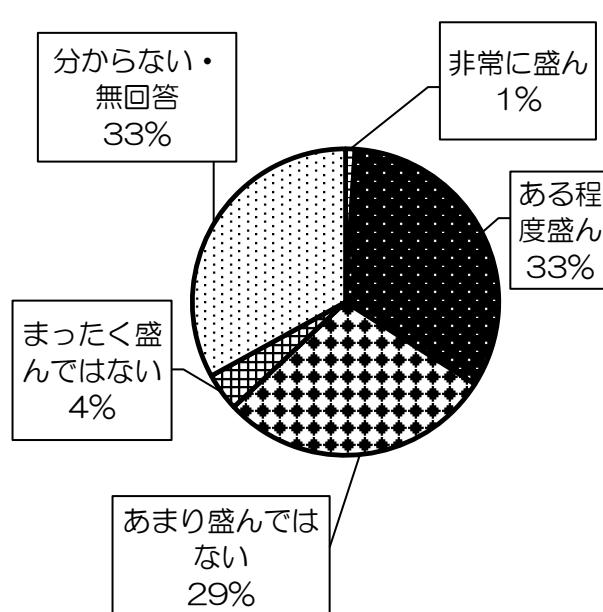
- ・「本市は文化芸術が盛んなまちだと思う人（非常に盛ん又はある程度盛ん）」の割合は、前回調査（34%）から4%高くなり38%でした。年齢別で見ると、特に10代から30代で盛んだと思う人の割合が前回調査から大幅に高くなりました。
- ・「1年間に文化芸術に関する鑑賞をした人」、「1年間に文化芸術に関する活動をした人」、「文化施設を利用したことがある人」の「本市は文化芸術が盛んなまちだと思う人」の割合が高くなっています。

● 本市は文化芸術が盛んなまちだと思う人の割合

令和6年調査（回答 1,011）



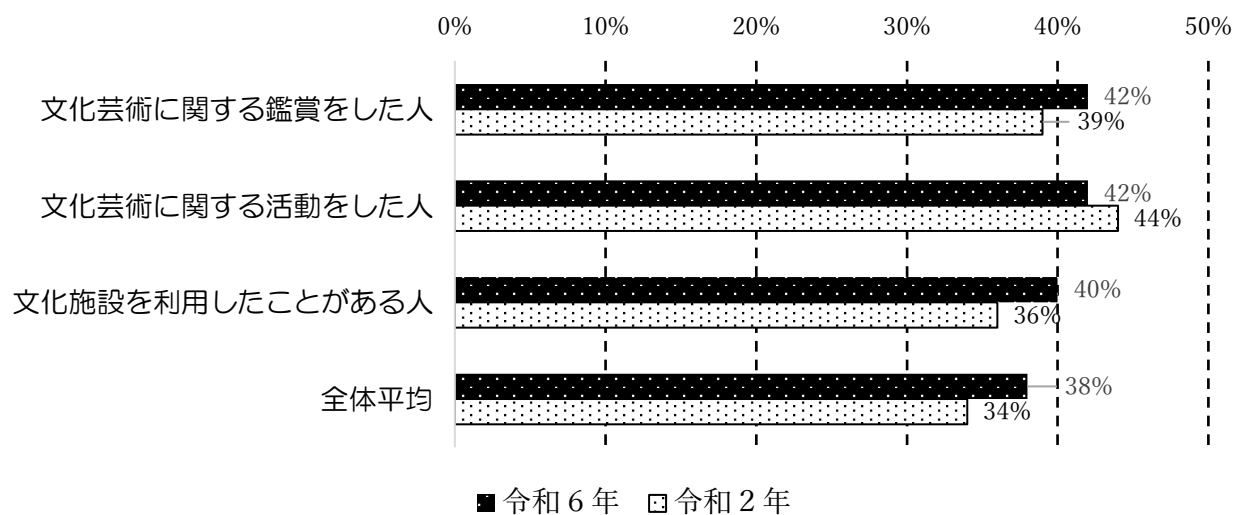
令和2年調査（回答 1,236）



● 年齢別の本市は文化芸術が盛んなまちだと思う人の割合

年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60～74歳	75歳～	全体
令和6年 (回答 1,011)	48%	49%	43%	41%	34%	34%	37%	38%
令和2年 (回答 1,236)	37%	38%	26%	39%	36%	30%	38%	34%

- 「文化芸術に関する鑑賞をした人」、「文化芸術に関する活動をした人」、「文化施設を利用したことがある人」の本市は文化芸術が盛んなまちだと思う人の割合



(3) 調査結果から見た課題と対策

当初の計画では、令和2年の市民アンケート調査を分析し、本市が取り組むべき5つの課題を設定しました。中間見直しでは、令和6年の市民アンケート調査結果を踏まえて、課題とその対策の効果を分析した結果、当初の計画で設定した課題は踏襲し、課題の解決に向けた施策を様々な側面から更に展開していきます。

本計画では、該当する取組を第3章(P34~P45)で示す具体的な取組の中で、印(親、学、子、情、鑑、活、維)により示しています。

課題1 30代、40代に文化芸術に関する鑑賞をしている人が少ない

「年齢別の1年間の文化芸術に関する鑑賞をした人の割合」を見ると、令和2年は全体平均62%に対して、30代が59%、40代が60%と低くなっていましたが、令和6年は全体平均65%に対して、30代が70%、40代が70%と高くなりました。

また、30代~40代が「鑑賞しやすくなる条件」として、令和2年は52%の方が「子どもと一緒に鑑賞することができる」をあげていましたが、令和6年は43%と減少しました。

このことから、平塚文化芸術ホール等での親子で鑑賞できる事業による対策の効果があつたと想定されます。このため、引き続き親子で一緒に鑑賞できる文化芸術事業を充実させる必要があります。

＜対策＞ ・親子で一緒に鑑賞できる文化芸術事業を充実させます。 (親)

課題2 文化芸術に関する活動をしている人が少ない

「1年間に文化芸術の活動をした人の割合」を見ると、「活動した人」は令和2年が24%で、令和6年が25%でした。

「過去に活動をしていたが今はやっていない方が活動を止めた理由」として15%の方が「身近に希望する教室や講座が無かった」をあげていて、「活動をしたことがない理由」として34%の方が「鑑賞で十分だと思っている」を、19%の方が「気軽に活動する場がない」をあげています。

ワークショップや講座の充実等により、活動した人の割合はやや上昇しましたが、中間の目標値27%には届かなかったため、気軽に活動を始めるためのきっかけづくりとして、ワークショップや講座などの市民の学ぶ機会を充実させることが引き続き重要であると考えられます。

＜対策＞ ・ワークショップや講座など市民の学ぶ機会を充実させます。 (学)

課題3 10代、20代の文化芸術鑑賞や文化芸術活動・体験に関心を持つ人が少ない

「年齢別の文化芸術鑑賞や文化芸術活動・体験に関心を持つ人の割合」を見ると、令和2年は10代が59%、20代が60%でしたが、令和6年は10代が32%、20代が56%と減少しています。

また、「本市の文化芸術の発展のために行政が取り組む必要がある施策」として、令和2年、令和6年とも「子どもが文化芸術に関する鑑賞や体験ができる事業」が1位となっています。

10代、20代の文化芸術鑑賞や文化芸術活動・体験への関心を高めるためにも、子どもの頃から文化芸術に関する鑑賞等の体験機会があることが重要であると考えられますが、対策の効果が表れるには時間がかかるため長期的な取組の継続が必要です。

＜対策＞ ・子どもが参加しやすい文化芸術の体験機会を充実させます。 ③

課題4 世代によって文化芸術に関して情報を得る媒体が異なる

「文化芸術に関して情報を得ている媒体」を見ると、令和6年は、全世代1位が「平塚市の広報」となっていますが、10代から40代に限定すると、「SNS」が1位となっています。世代によって情報を得ている媒体が異なっています。

「インターネット」は全体で令和2年は3位だったのが、令和6年は2位になっています。

「SNS」は全体で令和2年は6位以下だったのが、令和6年は全体の5位になっています。

このことから、世代を問わず「インターネット」や「SNS」で文化芸術に関する情報を得ている方の割合が増えていることが分かります。

また、課題3の対策として10代、20代の文化芸術への関心を増やすためにも「インターネット・SNSでの情報発信」を更に強化していくことが重要となっています。

＜対策＞ ・インターネット・SNSでの文化芸術に関する情報発信を強化します。 ④

課題5 本市は文化芸術が盛んなまちだと思ふ人の割合が低い

「本市は文化芸術が盛んなまちだと思ふ人の割合」を見ると、令和2年は「盛んなまちだと思ふ人」は34%でしたが、令和6年は38%となり、中間の目標値37%を上回りました。

また、「1年間に文化芸術に関する鑑賞をした人」、「1年間に文化芸術に関する活動をした人」、「文化施設を利用したことがある人」は、それぞれ「本市は文化芸術が盛んなまちだと思ふ人の割合」が高くなる傾向が令和6年のアンケートでも引き続き確認できました。

このことから、引き続きこの3つの割合を高めていくことが、「本市は文化芸術が盛んなまちだと思ふ人の割合」を増やすことに繋がると考えられます。

- ＜対策＞ ・ 文化芸術に関する鑑賞機会を充実させます。 ⑧鑑
- ・ 文化芸術に関する活動機会を充実させます。 ⑧活
- ・ 安心して利用できるよう文化施設の適切な維持管理を行います。 ⑧維

＜参考＞ 平塚市の主な文化施設

◆ 平塚文化芸術ホール ◆

令和4年3月26日開館。1200席の大ホールをはじめ、定員200人の多目的ホールや、大小練習室、文化芸術支援室、和室などがあります。多様な文化芸術に触れる機会を作る文化芸術拠点、また、文化芸術活動をはじめとした多くの交流が生まれる賑わい拠点を目指しています。



◆ 平塚市博物館 ◆

昭和51年5月開館。「相模川流域の自然と文化」をテーマに考古・歴史・民俗・生物・地質・天文の各分野の視点を複合させ、地域に密着した展示活動・教育普及活動・調査研究活動を行っている地域総合博物館です。また、プラネタリウムがあり、オリジナルの星空解説が楽しめます。



◆ 平塚市美術館 ◆

平成3年3月開館。メインテーマを<湘南の美術・光>とし、よい環境で国内外の優れた美術を人々の鑑賞に供する事で文化に対する市民の理解を深め、創造や学びの意欲を刺激することを大きな目的としています。企画展覧会だけでなく、ワークショップなどの教育普及にも積極的に取り組んでいます。



◆ 平塚市中央公民館・地区公民館 ◆

中央公民館は昭和57年7月に開館。会議室などのほか、701席の大ホールがあり、市民の生涯学習活動や、文化活動の発表の場として幅広く利用されています。また、市内には25の地区公民館があり、市内各地域での活動拠点として多くの市民に利用されています。



◆ 旧横浜ゴム平塚製造所記念館（八幡山の洋館） ◆

平塚市内では唯一、神奈川県内でも数少ない明治時代の洋風建造物です。平成16年、横浜ゴム株式会社より平塚市へ無償贈与され、今後の保存と活用のため八幡山公園に移築・復原されました。施設は建物の見学のほか、音楽など市民の文化活動の場としても利用されています。



◆ 平塚市中央図書館・北図書館・西図書館・南図書館 ◆

市内には、中央図書館をはじめ4つの市立図書館があります。4館で合計約70万冊の図書を所蔵しています。中央図書館は「郷土資料」、北図書館は「園芸」、西図書館は「歴史」、南図書館は「海・船・福祉」の本を多く揃えているところが特徴です。様々な展示やおはなし会等も実施されています。



※一部の施設は本計画の計画期間（令和7年度から令和10年度）に休館を予定しています。

休館に関する詳しい情報は、各施設のホームページでご確認ください。

第 2 章

基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本目標と施策の方向
- 3 目標実現のための視点
- 4 計画の体系
- 5 成果指標

1 基本理念

本市には、豊かな自然環境、歴史、伝統があり、商業、観光、工業等の様々な産業が発展しています。そこでは、人々が生活し、様々な時間を過ごすとともに出会いと交流が生まれ、多様な活動が行われています。本市の自然、歴史、伝統、産業など様々な環境とそこで繰り広げられる全てが一層連携・融合する中で、平塚らしい地域固有の文化が創造されます。そして、市民一人一人の参加意識が高まり、住んでいるまちの歴史や文化を知ることにより、郷土への愛着や誇りが育まれ、人々が「ふるさと」を実感することにつながります。

第1章の「3 対象とする文化の領域」で記載したとおり、平塚にまつわる市民の活動とその基盤となる地域の特性全てを「ひらつか文化」とし、「人が輝く ひらつか文化の創造～ふるさと平塚を舞台に、ふれあい、伝えあい、結びあい、市民文化の創造・発信をします～」を基本理念として推進します。

2 基本目標と施策の方向

本市の現状と課題、基本理念を踏まえ、以下の3つの基本目標を設定します。これらの基本目標のもと、今後の施策の方向性を定め、各種取組を推進していきます。

基 本 目 標	施策の方向
基本目標1 ひらつか文化のまちづくり	魅力、共生
基本目標2 ひらつか文化の人づくり	継承、交流、育成
基本目標3 ひらつか文化の場づくり	活用、維持・保全

3 目標実現のための視点

文化芸術の振興にあたっては、以下の視点で取り組むことで目標実現を目指します。

- 文化芸術活動の自主性、創造性を尊重します。
- 年齢や障がいの有無、国籍等に関わらず文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境を整備します。
- 地域の歴史、風土を反映した多様な文化芸術の保護、発展を図ります。
- 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との連携により、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展、創造に活用します。
- まちづくり、人づくり、場づくりを行っていく上で、その推進の主体となる地域や学校、文化関係団体、NPO、企業等と連携・協働します。

4 計画の体系

【基本理念】 【基本目標及び施策の方向】

ふるさと平塚を舞台に、ふれあい、伝えあい、結びあい、市民文化の創造・発信をします

人が輝く ひらつか文化の創造

基本目標1 ひらつか文化のまちづくり

施策の方向 魅力

- ①市民が地域への誇りを持ち愛着を感じられるよう、文化芸術を通じて特色を生かした事業を行います。
- ②豊かな自然環境、歴史や伝統文化、七夕まつり等本市の魅力を発信します。

施策の方向 共生

- ①文化芸術を通じて年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず互いを尊重する社会を目指します。

基本目標2 ひらつか文化の人づくり

施策の方向 継承

- ①地域の歴史、伝統文化や文化財に触れる機会を提供し、市民の関心を高めます。
- ②伝統文化や文化財を保存・活用していきます。
- ③伝統文化や文化財の継承をするために担い手の育成を支援します。

施策の方向 交流

- ①文化芸術・スポーツを通じた市民の主体的な交流の機会を提供します。
- ②市民が友好都市や姉妹都市等の多様な文化と触れ合う機会を提供します。

施策の方向 育成

- ①文化芸術に触れる機会を提供し、文化芸術に親しむ市民の裾野の拡大を図ります。
- ②多様な文化芸術に触れる機会を提供し、将来の文化芸術の担い手となる子どもの育成を支援します。
- ③学ぶ機会を充実させ、市民の自己表現力や創造する力の育成を支援します。
- ④本市の文化芸術をけん引するアーティストを支援し、頂点の伸長を図ります。

基本目標3 ひらつか文化の場づくり

施策の方向 活用

- ①公共施設や文化資源等を活用し、市民の文化芸術活動の場を提供します。
- ②市民の文化芸術活動に関する情報共有の仕組みを整えます。
- ③平塚文化芸術ホールが新たな文化の拠点となるよう、運営事業者、平塚市まちづくり財団等と連携します。

施策の方向 維持・保全

- ①市民が安心して利用できる公共施設の維持管理をします。

5 成果指標

基本理念「人が輝く ひらつか文化の創造」の実現に向けては、中心となる「文化芸術」の振興に関する成果指標を設定し、関連する分野における施策との連携を含めた全体の成果を確認します。また、文化というものが長い時間をかけて継承され、発展し、創造されていくものであることを踏まえ、中期的な視点から本計画終了時の目標値と中間値を定めます。

「平塚市文化芸術振興計画」全体の成果指標

指標	現状値 令和2年度	中間値 令和6年度	目標値 令和10年度
本市は文化芸術が盛んなまちだと思う人の割合（市民アンケート調査）	34%	実績 38% (目標 37%)	42%※ (当初 40%)

※中間値（令和6年度）の実績が目標を超えたため、令和10年度の目標値を上方修正しました。



3つの基本目標から全体の目標へ

基本目標1「ひらつか文化のまちづくり」の成果指標

指標	現状値 令和2年度	中間値 令和6年度	目標値 令和10年度
1年間に文化芸術に関する鑑賞をした人の割合（市民アンケート調査）	62%	実績 65% (目標 66%)	70%

- ・市内を拠点にしたアーティスト、団体、市民の活動や作品等が、年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず多くの市民に親しまれ、鑑賞されることで、文化芸術を通じて、多くの市民が地域へ誇りを持ち愛着を感じ、まちのイメージが形成され、本市のまちづくり、魅力発信につながります。

基本目標2「ひらつか文化の人づくり」の成果指標

指標	現状値 令和2年度	中間値 令和6年度	目標値 令和10年度
1年間に文化芸術に関する活動をした人の割合（市民アンケート調査）	24%	実績 25% (目標 27%)	30%

- ・本市の様々な文化芸術に親しむ環境を活用し、より多くの市民が主体的に文化芸術活動に参加することで、地域の歴史、伝統文化の継承や、地域や都市間の交流、文化芸術や多様な文化に親しむ市民の裾野の拡大と、文化芸術を押し上げるけん引役となるアーティストの育成につながります。

基本目標3「ひらつか文化の場づくり」の成果指標

指標	現状値 令和2年度	中間値 令和6年度	目標値 令和10年度
文化施設を利用したことがある人の割合（市民アンケート調査）	91%	実績 91% (目標 93%)	95%

- ・文化芸術の拠点となる公共施設や文化資源を活用して市民の文化芸術活動の場を提供し、市民が利用することで、誰もが文化芸術を身近に感じ、主体的な活動の参加につながります。

＜参考＞ 平塚市の文化財

令和 6 年 1 2 月現在で、平塚市内の指定文化財は 6 0 件、登録文化財は 5 件となっています。

指定文化財の内訳は、国指定文化財が 3 件、県指定文化財が 8 件、市指定文化財が 4 9 件で、登録文化財は、国登録文化財が 5 件となっています。

（令和 6 年 1 2 月 3 1 日現在）

類型	種別	平塚市 指定	神奈川県 指定	国指定	国登録	合計
有形文化財	建造物	3	2	1	5	1 1
	絵画	1 5				1 5
	彫刻	1 2	2	1		1 5
	工芸品	1	1			2
	古文書	2				2
	古記録	3				3
	考古資料	9				9
	有形民俗資料	1	2			3
史跡	史跡			1		1
無形文化財	無形民俗	3	1			4
合計		4 9	8	3	5	6 5

◆ 五領ヶ台貝塚（国指定史跡） ◆

縄文時代中期の貝塚で、大磯丘陵最東端に張り出した台地斜面の東西 2 箇所に貝層があります。数次にわたる調査で、縄文土器、石器、魚類や海獣の骨、貝殻などが大量に出土しています。出土した土器はその特徴から南関東地方での縄文中期初頭の標式土器とされています。現在史跡は五領ヶ台公園として整備され、だれでも訪れることができます。



◆ 相模人形芝居前鳥座（県指定無形民俗文化財） ◆

前鳥座は、四之宮に伝わる人形浄瑠璃芝居の一座で、古くは四之宮人形と呼ばれました。3 人遣いで、相模人形芝居五座の 1 つです。前鳥座の歴史は、前鳥神社の奉納行事として、江戸時代の中頃から始まったと考えられ、第 2 次世界大戦前後に活動が中断しましたが、昭和 27 年に有志らによって再興、昭和 33 年に「前鳥座」と命名されました。



◆ 田村ばやし（市指定重要文化財） ◆

田村の鎮守である八坂神社の祭囃子として伝わるのが、田村ばやしです。親太鼓（大胴）1・締太鼓 2・笛 1・鉦 1 から構成され、笛のリードで曲が変化していくことに特長があります。屋台の上で奏でられるお囃子で、祭礼では上町・横宿・下宿の三町の屋台が境内に並び、それぞれのお囃子が披露され祭りを盛り上げます。



第 3 章

具体的な取組

- 1 基本目標 1 ひらつか文化のまちづくり
- 2 基本目標 2 ひらつか文化の人づくり
- 3 基本目標 3 ひらつか文化の場づくり

第3章具体的な取組に表示する印の説明

【市民アンケート調査分析結果から見えた課題への対策】

第1章の市民アンケート調査分析結果（P24～26）で記載した課題への対策に対応する事業を、**親**などの印で表示します。

- 親子で一緒に鑑賞できる文化芸術事業を充実させます。．．．．．**親**
- ワークショップや講座など市民の学ぶ機会を充実させます。．．．．．**学**
- 子どもが参加しやすい文化芸術の体験機会を充実させます。．．．．．**子**
- インターネット・SNSでの文化芸術に関する情報発信を強化します。．．**情**
- 文化芸術に関する鑑賞機会を充実させます。．．．．．**鑑**
- 文化芸術に関する活動機会を充実させます。．．．．．**活**
- 安心して利用できるよう文化施設の適切な維持管理を行います。．．．．**維**

※ 令和6年度の間見直しで追加した取組は**新**の印で示しています。

基本目標1 ひらつか文化のまちづくり

魅力

共生

【本市の現状】

本市は、一年を通じて温暖な気候や海、川、里山等の自然環境に恵まれるとともに、街並み等の良好な景観が形成され、都心への交通利便性に優れたまちです。

長い歴史の中では、伝統文化や数多くの文化財、地域の文化資源が今日まで受け継がれるとともに培われています。また、市の内外から多くの人々が訪れる湘南ひらつか七夕まつりや湘南ひらつか囲碁まつり、湘南ベルマーレに代表されるプロスポーツ観戦等がまちの賑わいを創り出しています。

文化芸術分野においては、市内を拠点に団体、アーティストが数多く活躍し、市民が主体となって取り組む合唱祭や演劇フェスティバル等の開催や、公民館をはじめとした地域を拠点とした活動も幅広く行われています。令和4年3月26日に文化芸術の拠点となる平塚文化芸術ホールが開館し、本市の文化芸術は新たな展開と更なる発展が期待されています。

また本市は、70を超える国と地域の外国籍の方々が生活するとともに、障がいがある市民や様々な福祉団体の活動が活発に行われ、長年にわたり多様な文化や価値観を互いに理解し尊重してきました。

【今後の取組】

これらの本市の多彩かつ特色ある魅力は、市民はもとより様々な人々に知ってもらうことで更に魅力が高まることにつながっていきます。

そのために、文化芸術を通じて特色を生かした事業を実施し、新たな魅力の創造を目指します。

また、近年幅広い世代に活用されているインターネット・SNSやメディア等を通じ、これらの魅力を「ひらつか文化」として市内外に効果的に発信することで、市民が地域へ誇りを持ち愛着を感じるとともに、まちのイメージの形成を進めます。

さらに、文化芸術の活動を通じて、年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず、誰もが文化芸術・スポーツ・生涯学習に触れられる環境を更に創り出し、互いを尊重し対等な関係を築く共生社会の実現を目指していきます。

このような取組を推進し、文化芸術等を通じた本市の魅力発信と、互いを尊重した共生社会の実現を図り、「ひらつか文化」のまちづくりを進めていきます。

（１）施策の方向 魅力

【主な取組】

- ① 市民が地域への誇りを持ち愛着を感じられるよう、文化芸術を通じて特色を生かした事業を行います。

- ・文化芸術ホールのコンサートなどの自主公演（文化・交流課）
- ・魅力ある美術展覧会事業（美術館）
- ・博物館特別展事業（博物館）
- ・実行委員会形式のジャズ、演劇、吹奏楽フェスティバル、市民合唱祭  
（文化・交流課）
- ・湘南ひらつか囲碁まつり（文化・交流課）
- ・木谷實・星のプラザを活用した囲碁文化の発信（文化・交流課）
- ・村井弦斎まつり（社会教育課）

- ② 豊かな自然環境、歴史や伝統文化、七夕まつり等本市の魅力を発信します。

- ・里山の保全・活用（環境保全課、まちづくり政策課）
- ・海岸エリア魅力アップチャレンジ（企画政策課、広報課、農水産課、商業観光課、まちづくり政策課、交通政策課、都市整備課、みどり公園・水辺課）
- ・高麗山公園（湘南平）魅力アップ事業（みどり公園・水辺課）
- ・金目エコミュージアム（社会教育課）
- ・景観形成推進事業（まちづくり政策課）
- ・湘南ひらつか七夕まつり（商業観光課）
- ・平塚産品普及促進事業（産業振興課）
- ・市民総合体育大会開催事業（スポーツ課）
- ・各種スポーツ大会開催事業（スポーツ課）
- ・サッカー文化の振興によるまちづくり事業（スポーツ課）
- ・SNS による文化芸術に関する情報発信の強化（文化・交流課ほか） 

※カッコ内は各取組の市担当課（中間見直し時点）を示しています。

(2) 施策の方向 共生

【主な取組】

- ① 文化芸術を通じて年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず互いを尊重する社会を目指します。

- ・図書館アウトリーチサービス事業（中央図書館）
- ・町内福祉村での文化的活動（福祉総務課）活
- ・ゆめクラブ（老人クラブ）での文化的活動（高齢福祉課）活
- ・保育園、幼稚園、病院等への訪問コンサート（文化・交流課）子
- ・ひらつか障がい者福祉ショップありがとうでの製作品等の販売（障がい福祉課）活
- ・国際交流イベントの開催（文化・交流課）活
- ・文化芸術ホールにおける誰もが参加しやすい配慮をした事業実施 親鑑
（文化・交流課）
- ・実行委員会形式のジャズ、演劇、吹奏楽フェスティバル、市民合唱祭 鑑活
（文化・交流課）※再掲



湘南ひらつか七夕まつり



湘南ひらつか囲碁まつり

基本目標2 ひらつか文化の人づくり

継承

交流

育成

【本市の現状】

本市の長い歴史の中では、相模人形芝居前鳥座や田村ばやし等に代表される地域の伝統文化をはじめ様々な文化資源が今日まで受け継がれてきました。

地域では、公民館等の公共施設を拠点とする様々な活動や共通のテーマのもとに人々が集まる活動が活発に行われており、それぞれが自分の個性や持ち味を発揮し、認め合い、高め合うことで交流の輪が広がります。

また、友好都市の岐阜県高山市、岩手県花巻市、静岡県伊豆市、姉妹都市のアメリカ合衆国ローレンス市とは市民主体の交流を続けており、令和5年11月には、新たにリトアニア共和国カウナス市と姉妹都市提携を行いました。多様な文化と触れ合う機会を通じて相互理解が深まることが期待できます。

【今後の取組】

このように、本市の様々な文化芸術に親しむ環境を活用し、今後はより多くの市民が主体的に活動に参加することができるよう、多様な事業を展開していきます。

そのために、市民の地域に対する愛着と魅力を高める文化資源を適切に保存、活用、継承することで、次代にしっかりと引き継ぎ担い手を育成していきます。

また、文化芸術やスポーツを通じた市民の主体的な交流や、多様な文化と触れ合う機会を提供します。

特に、子どもたちの豊かな感性、想像力や表現力が育まれるよう、多様な文化芸術に触れる機会を創り出します。また、本市の文化芸術を押し上げていくためのけん引役となるアーティストの支援に取り組みます。

このような取組を推進し、文化芸術や多様な文化に親しむ市民の裾野の拡大を図り、「ひらつか文化」の人づくりを進めていきます。

(1) 施策の方向 継承

【主な取組】

① 地域の歴史、伝統文化や文化財に触れる機会を提供し、市民の関心を高めます。

- ・ 社会科副読本編集発行事業（教育研究所）**子**
- ・ 地域を学ぶ普及・体験事業（博物館）**学**
- ・ 芸術文化子ども体験事業（社会教育課）**子**
- ・ 博物館特別展事業（博物館）※再掲 **鑑**

② 伝統文化や文化財を保存・活用していきます。

- ・ 能狂言などの伝統芸能公演事業（文化・交流課）**鑑活**
- ・ ふるさと歴史再発見事業（社会教育課）**学**
- ・ 博物館調査研究事業（博物館）**学**
- ・ 木谷實・星のプラザを活用した囲碁文化の発信（文化・交流課）※再掲 **鑑**

③ 伝統文化や文化財の継承をするために担い手の育成を支援します。

- ・ 無形文化財保護事業（社会教育課）**鑑活**
- ・ 能狂言などの伝統芸能公演事業（文化・交流課）※再掲 **鑑活**
- ・ 芸術文化子ども体験事業（社会教育課）※再掲 **子**



地域を学ぶ普及・体験事業（石仏を調べる会）



ふるさと歴史再発見事業（中原鷹狩行列）

(2) 施策の方向 交流

【主な取組】

① 文化芸術・スポーツを通じた市民の主体的な交流の機会を提供します。

- ・平塚市文化祭の開催（社会教育課）**活**
- ・市民・企業・大学等交流事業（企画政策課）**活**
- ・公民館の文化的事業（中央公民館）**活**
- ・市民総合体育大会開催事業（スポーツ課）※再掲
- ・各種スポーツ大会開催事業（スポーツ課）※再掲
- ・サッカー文化の振興によるまちづくり事業（スポーツ課）**新** ※再掲

② 市民が友好都市や姉妹都市等の多様な文化と触れ合う機会を提供します。

- ・友好都市との市民交流や観光物産展の開催（文化・交流課）
- ・青少年国際交流事業（青少年課）**子**
- ・国際交流活動推進事業（文化・交流課）
- ・園児絵画展での友好都市園児の絵画共同展示（保育課）**子**



平塚市文化祭



友好都市郷土芸能披露

(3) 施策の方向 育成

【主な取組】

① 文化芸術に触れる機会を提供し、文化芸術に親しむ市民の裾野の拡大を図ります。

- ・美術教育の普及・体験事業（ギャラリートークの実施）（美術館）**学**
- ・市民参加型第九のつどい（文化・交流課）**活**
- ・小学生への囲碁普及活動（教育総務課）**子**
- ・文化芸術に関する資料の収集・提供（中央図書館）**学**
- ・園児絵画展での友好都市園児の絵画共同展示（保育課）※再掲 **子**

② 多様な文化芸術に触れる機会を提供し、将来の文化芸術の担い手となる子どもの育成を支援します。

- ・小学校へプロ演奏家等を派遣するアウトリーチ事業（文化・交流課）**子**
- ・文化芸術ホールでの親子向け、中高生向けワークショップ（文化・交流課）**親学子**
- ・生きる力を育む学校づくり推進事業（教育指導課）**子**
- ・子ども向け囲碁教室（文化・交流課）**学子**
- ・子どもを対象とした絵画等コンクールの実施及び展示（危機管理課、まちづくり政策課、交通政策課、みどり公園・水辺課、社会教育課）**新子**

③ 学ぶ機会を充実させ、市民の自己表現力や創造する力の育成を支援します。

- ・文化芸術ホールでの働く世代向けワークショップ（文化・交流課）**学**
- ・美術教育の普及・体験事業（ワークショップの開催）（美術館）**学**
- ・対話による美術鑑賞事業（美術館）**学子**
- ・子ども読書活動推進事業（中央図書館）**学子**
- ・多様な学習推進事業（中央公民館）**学**
- ・大人、女性向け囲碁教室（文化・交流課）**学**

第3章 具体的な取組

④ 本市の文化芸術をけん引するアーティストを支援し、頂点の伸長を図ります。

- ・ミニコンサートのプロアーティスト出演（文化・交流課）
- ・文化芸術ホール事業での市内アーティスト出演（文化・交流課）
- ・文化芸術団体の公演事業支援（文化・交流課）



第九のつどい



小学校アウトリーチ事業



子ども向け囲碁教室



美術教育の普及・体験事業（ワークショップ）

基本目標3 ひらつか文化の場づくり

活用

維持・保全

【本市の現状】

本市には、美術館や博物館をはじめ、令和4年3月26日に新たに開館した平塚文化芸術ホール等、質の高い文化芸術が提供される環境が整っています。

また地域では、公民館、学校、町内福祉村等で文化芸術に関するサークル活動等が行われているとともに、五領ヶ台貝塚や金目観音をはじめとする数多くの文化財が地域のシンボルとして人々に見守られ大切に保存されています。

このように本市では様々な「場」において、様々な文化芸術に関する活動が行われています。

【今後の取組】

このことから、更に広く多様な「場」において事業を展開し、誰もが文化芸術を身近に感じることができるよりよい環境を整え、自らが主体的に活動に参加できる機会の提供につなげていきます。

また同時に、本市の文化芸術に関する様々な情報を集めたポータルサイトを構築し、誰もが容易に情報を得ることができる環境を整えることで、新たな活動に踏み出す意欲を高める一助とします。

取組の推進に当たっては、平塚文化芸術ホールの運営事業者や公益財団法人平塚市まちづくり財団等と連携し、多様な場づくりに努めていきます。

また、平塚文化芸術ホールについては市民が将来にわたり安心して利用できるよう計画的な維持管理を進めます。

このような取組を推進し、文化芸術に関する施設や資源の活用と維持保全を図り、「ひらつか文化」の場づくりを進めていきます。

（１）施策の方向 活用

【主な取組】

① 公共施設や文化資源等を活用し、市民の文化芸術活動の場を提供します。

- ・アートギャラリー等施設利用促進事業（美術館）
- ・八幡山の洋館での文化事業（社会教育課）
- ・埋蔵文化財展示・活用事業（社会教育課）
- ・文化財調査成果周知・活用事業（社会教育課）
- ・実行委員会形式のジャズ、演劇、吹奏楽フェスティバル、市民合唱祭 
（文化・交流課）※再掲
- ・町内福祉村での文化的活動（福祉総務課）※再掲 
- ・公民館の文化的事業（中央公民館）※再掲 

② 市民の文化芸術活動に関する情報共有の仕組みを整えます。

- ・文化情報誌たわわ発行（文化・交流課）
- ・文化芸術ホールの情報発信（文化・交流課）
- ・文化芸術ポータルサイト開設・充実（文化・交流課）
- ・SNS による文化芸術に関する情報発信の強化（文化・交流課ほか） ※再掲

③ 平塚文化芸術ホールが新たな文化の拠点となるよう、運営事業者、平塚市まちづくり財団等と連携します。

- ・文化芸術ホール運営事業者による文化芸術ホール活用、賑わい創出（文化・交流課）
- ・まちづくり財団による文化芸術ホール活用（文化・交流課）
- ・市内文化芸術団体が講師となる講座の支援（文化・交流課）

(2) 施策の方向 維持・保全

【主な取組】

① 市民が安心して利用できる公共施設の維持管理をします。

- ・ 歴史的建造物保護事業（社会教育課）**⑦**
- ・ 文化施設の維持管理と長寿命化（文化・交流課ほか）**⑦**



八幡山の洋館での文化事業（コンサート）



アートギャラリー等施設利用促進事業



町内福祉村での文化的活動



文化情報誌たわわ

第 4 章

推進体制

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理・評価

1 推進体制

「ひらつか文化」を継承・発展・創造させるために、市民、文化団体、教育機関、企業等や行政がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働して文化芸術の振興を推進していきます。

（１）平塚市の役割

市は、将来にわたって、より魅力ある「ひらつか文化」が継承・発展・創造されるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深める施策を実施することが求められます。

そのためには、本計画に基づく、本市の特性に応じた文化芸術に関する施策を、総合的かつ中期的視点で着実に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進及び支援を行う必要があります。

（２）市民の役割

市民には、文化芸術の担い手として、自主的かつ主体的な活動や鑑賞を積極的に行うとともに、文化芸術に関する催しなどに積極的に参画し、本市の文化芸術を活性化する役割が期待されます。

（３）文化団体等の役割

文化芸術活動を行う団体等には、本市の文化芸術をリードするとともに、活動の発展・継続のために次代の担い手育成が期待されます。また、市民が文化芸術を親しむ機会の創出と、積極的な情報発信を通じて、本市の文化芸術推進の主体となることが期待されます。

（４）教育機関等の役割

教育機関等には、教育を通じて子どもたちに文化芸術の楽しさや素晴らしさを伝え、文化芸術を親しむ市民の裾野の拡大を図るとともに、専門的教育による文化芸術の担い手育成や文化芸術教育における貢献が期待されます。

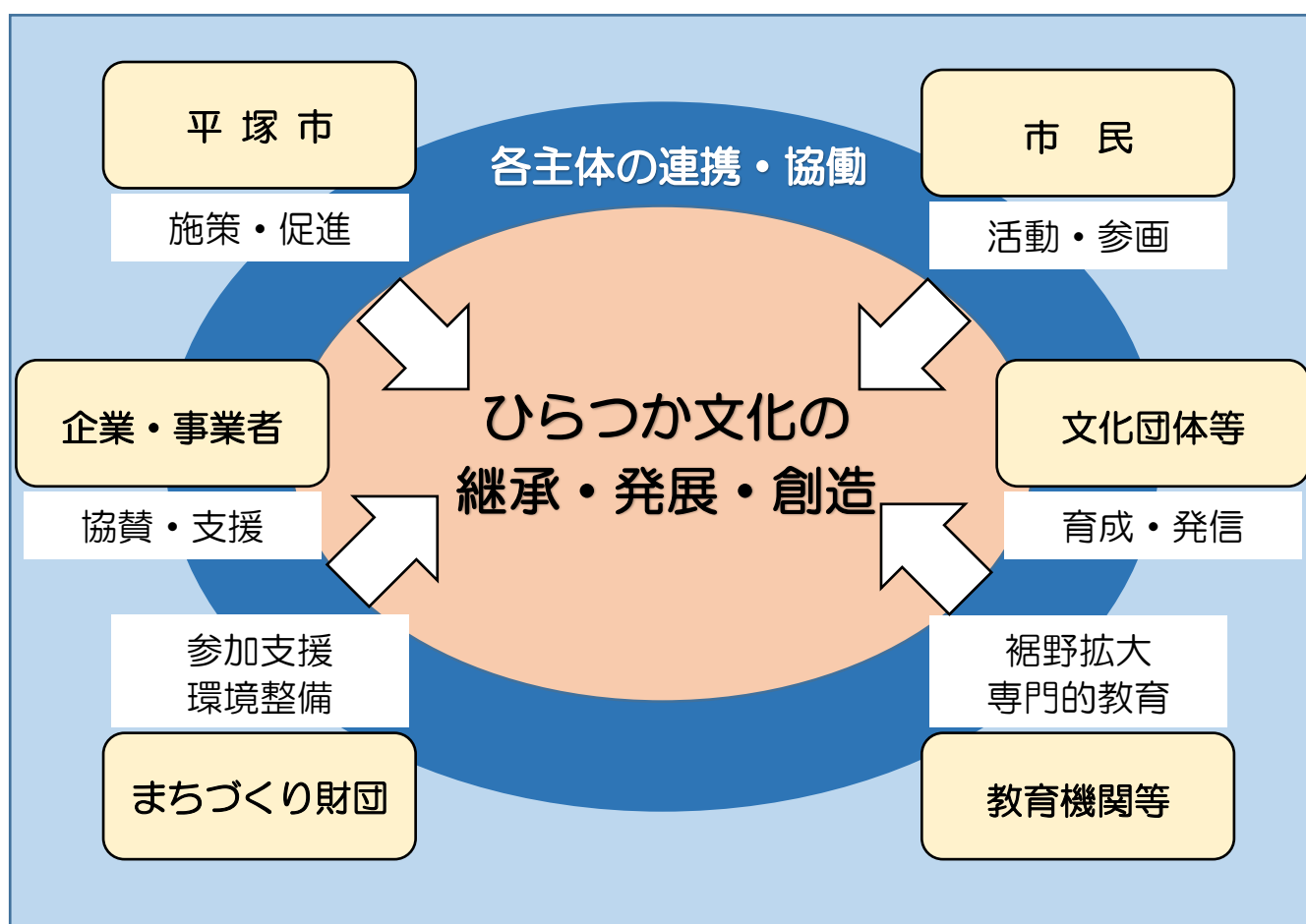
（５）公益財団法人平塚市まちづくり財団の役割

公益財団法人平塚市まちづくり財団には、市、市民や文化団体等と連携し、広く文化芸術の振興に関する事業を行うことで、市民が文化芸術に触れる環境の整備と、市民の文化芸術活動への参加を支援し、人材育成と文化芸術を身近に感じることができる環境づくりを長期的に取り組むことが期待されます。

（６）企業・事業者の役割

企業・事業者には、文化芸術活動を担う地域の一員として、日常的な経済活動や社会貢献活動を通じて文化芸術活動への協賛・支援を担うことが期待されます。また、従業員が余暇等に文化芸術活動に参加しやすい環境整備や、民間のノウハウや資源を生かした文化芸術活動が期待されます。

【推進体制イメージ図】



2 計画の進行管理・評価

本計画を着実に推進していくために、進捗状況の把握及び各取組の検証・評価等を行います。

(1) 市民等による進行管理

学識経験者や文化団体関係者等で構成される「平塚市文化振興懇話会」を定期的に開催し、本計画に掲げる取組の進捗状況の確認及び本計画全体への意見を聴取します。

また、計画の中間見直し時及び次期計画策定時に、文化芸術に関する市民アンケート調査を実施し、本計画推進の効果を測定します。

(2) 庁内連携による進行管理

行政のあらゆる分野に文化芸術の視点を取り入れ、文化芸術の振興を総合的に推進するため、庁内組織を設置し、文化芸術の振興に関する施策が効率的・効果的に実施されるよう、本計画に掲げる取組の進捗状況や課題の共有を図るとともに、庁内で連携して取組を進めます。

(3) 計画や取組の周知

本計画及び本計画の進捗状況や評価については、文化芸術活動の担い手である市民等に広く周知を図るため、広報やホームページ等の媒体を通じて情報発信を行います。

第 5 章

参考資料

- 1 計画策定体制と策定及び中間見直しの経過
- 2 平塚市文化振興懇話会要綱
- 3 平塚市文化振興懇話会名簿
- 4 文化芸術に関する市民アンケート調査
- 5 パブリックコメント結果

1 計画策定体制と策定及び中間見直しの経過

本計画は、市民等による組織である「平塚市文化振興懇話会」及び、庁内検討組織である「平塚市文化振興庁内検討会議」において、本計画の内容等を検討、策定及び中間の見直しをしました。

<平塚市文化振興懇話会 開催状況>

(計画策定)

回 数	日 程	内 容
平成 31 年度 第 1 回	令和元年 11 月 25 日	・基本目標骨子案について ・基本目標素案について ・市民アンケート案について
令和 2 年度 第 1 回	令和 2 年 6 月 19 日	・基本目標骨子案について ・基本目標素案について ・市民アンケート案について
令和 2 年度 第 2 回	令和 2 年 11 月 26 日	・市民アンケート結果について ・文化芸術振興計画たたき台について
令和 2 年度 第 3 回	令和 3 年 3 月 22 日	・文化芸術振興計画素案について ・パブリックコメントの実施について
令和 3 年度 第 1 回	令和 3 年 11 月 15 日	・パブリックコメントの結果について ・文化芸術振興計画案について ・進捗管理について

(中間見直し)

回 数	日 程	内 容
令和 6 年度 第 1 回	令和 6 年 7 月 23 日	・市民アンケート結果について ・中間見直し案について ・パブリックコメントの実施について

<平塚市文化振興庁内検討会議 開催状況>

(計画策定)

回 数	日 程	内 容
平成31年度 第1回 ワーキンググループ	令和元年5月30日	・計画の体系について ・市民アンケート案について
平成31年度 第2回 ワーキンググループ	令和元年11月8日	・基本目標案について ・施策の方向案について
平成31年度 第3回 ワーキンググループ	令和2年2月13日	・基本目標素案について ・市民アンケート案について
平成31年度 第1回 検討会議	令和2年3月17日	・基本目標骨子案について ・基本目標素案について ・市民アンケート案について
令和2年度 第1回 ワーキンググループ	令和2年8月7日	・計画掲載事業案について ・成果指標案について ・市民アンケートの実施について
令和2年度 第2回 ワーキンググループ	令和2年9月24日	・文化芸術振興計画たたき台について
令和2年度 第1回 検討会議	令和2年10月6日	・文化芸術振興計画たたき台について
令和2年度 第3回 ワーキンググループ	令和2年11月10日	・市民アンケート結果について
令和2年度 第4回 ワーキンググループ	令和2年12月25日	・文化芸術振興計画素案について ・市民アンケート結果の反映について
令和2年度 第2回 検討会議	令和3年1月19日	・文化芸術振興計画素案について
令和2年度 第5回 ワーキンググループ	令和3年2月2日	・文化芸術振興計画素案について ・パブリックコメントの実施について
令和2年度 第3回 検討会議	令和3年2月15日	・文化芸術振興計画素案について ・パブリックコメントの実施について

回 数	日 程	内 容
令和3年度 第1回 ワーキンググループ	令和3年10月11日	・パブリックコメントの結果について ・文化芸術振興計画案について ・進捗管理について
令和3年度 第1回 検討会議	令和3年10月28日	・パブリックコメントの結果について ・文化芸術振興計画案について ・進捗管理について

(中間見直し)

回 数	日 程	内 容
令和6年度 第1回 ワーキンググループ	令和6年6月26日	・市民アンケート結果について ・中間見直し案について ・パブリックコメントの実施について
令和6年度 第1回 検討会議	令和6年7月9日	・市民アンケート結果について ・中間見直し案について ・パブリックコメントの実施について
令和6年度 第2回 ワーキンググループ	令和6年12月16日	・パブリックコメントの結果について ・中間見直し案について
令和6年度 第2回 検討会議	令和6年12月24日	・パブリックコメントの結果について ・中間見直し案について

2 平塚市文化振興懇話会要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、平塚市の文化施策について広く市民等の意見を聴取することを目的に開催する平塚市文化振興懇話会（以下「懇話会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について意見を聴取する際に開催する。

- (1) 平塚市文化芸術振興計画に掲げる取組の推進に関すること。
- (2) 平塚市文化振興基金の活用に関すること。
- (3) その他平塚市の文化振興に関すること。

(構成)

第3条 懇話会は、別表に掲げる者で構成する。

2 懇話会における意見の聴取を円滑に行うため、前項に掲げる者（以下「構成員」という。）のうちから座長を置くことができる。

3 市長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を懇話会に出席させ、意見を聴くことができる。

(開催)

第4条 懇話会は、市長が構成員に参集を求めることにより開催するものとする。

(謝礼)

第5条 構成員が懇話会に出席したときは、その都度11,300円の謝礼を支払うものとする。ただし、平塚市中学校校長会及び公益財団法人平塚市まちづくり財団に所属する者は除く。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、市民部文化・交流課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年（2025年）3月31日限り、その効力を失う。

別表 （第3条関係）

区 分	所 属
学識経験者	学校法人東海大学教授
学識経験者	平塚市文化財保護委員
経 済 界	平塚商工会議所
教 育 界	平塚市中学校校長会
文化団体	平塚音楽家協会
文化団体	平塚市文化連盟
文化団体	公益財団法人平塚市まちづくり財団

3 平塚市文化振興懇話会名簿

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	沖野 成紀	学校法人東海大学 教養学部芸術学科 教授
学識経験者	丸島 隆雄	平塚市文化財保護委員会 委員
経済界	平野 恵美子	平塚商工会議所 常議員
教育界	木村 一彦	平塚市中学校校長会 横内中学校長
文化団体	岩崎 由紀子	平塚音楽家協会 会長
文化団体	加藤 宏	平塚市文化連盟 会長
文化団体	高橋 孝祥	(公財) 平塚市まちづくり財団 常務理事

4 文化芸術に関する市民アンケート調査

【調査概要】

（１）調査の目的

平塚市文化芸術振興計画の中間見直しにあたり、市民の文化芸術に対する意識や本市文化芸術施策への要望及び課題を把握するため。

（２）調査の内容

1 調査対象

16 歳以上の市内在住者

2 アンケート送付数

3,000 人

3 抽出方法

住民基本台帳から無作為抽出

4 調査方法

郵送調査法（郵送配布、郵送回収及び電子申請システムでの回答）

5 調査期間

令和 6 年 4 月 8 日（月）から令和 6 年 5 月 7 日（火）

6 回収数（回収率）

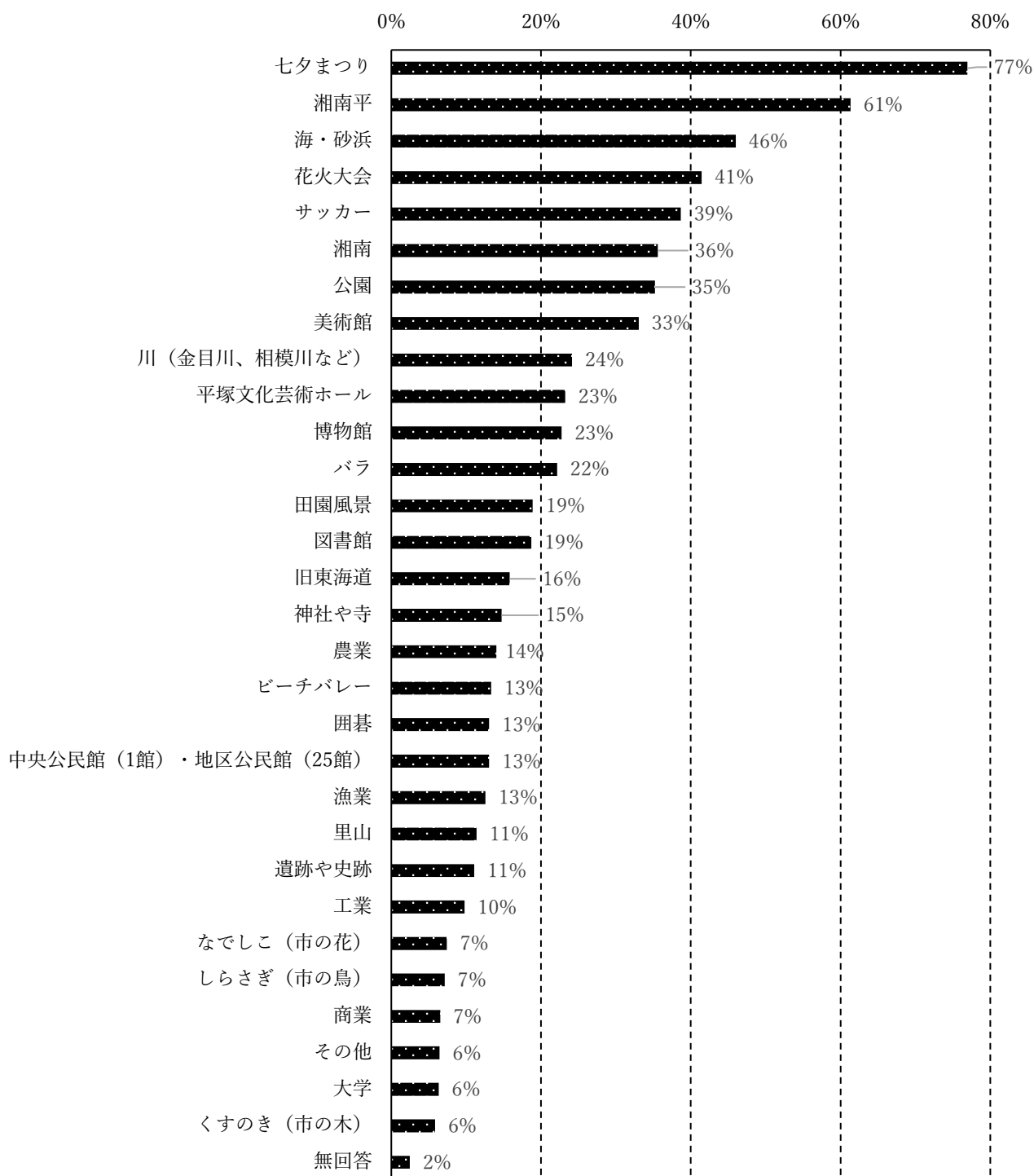
1,011 通（33.7%）

【調査結果】

1. 本市の魅力や施設についてお伺いします。

問1 あなたが考える本市の魅力は何ですか。(〇はいくつでも)

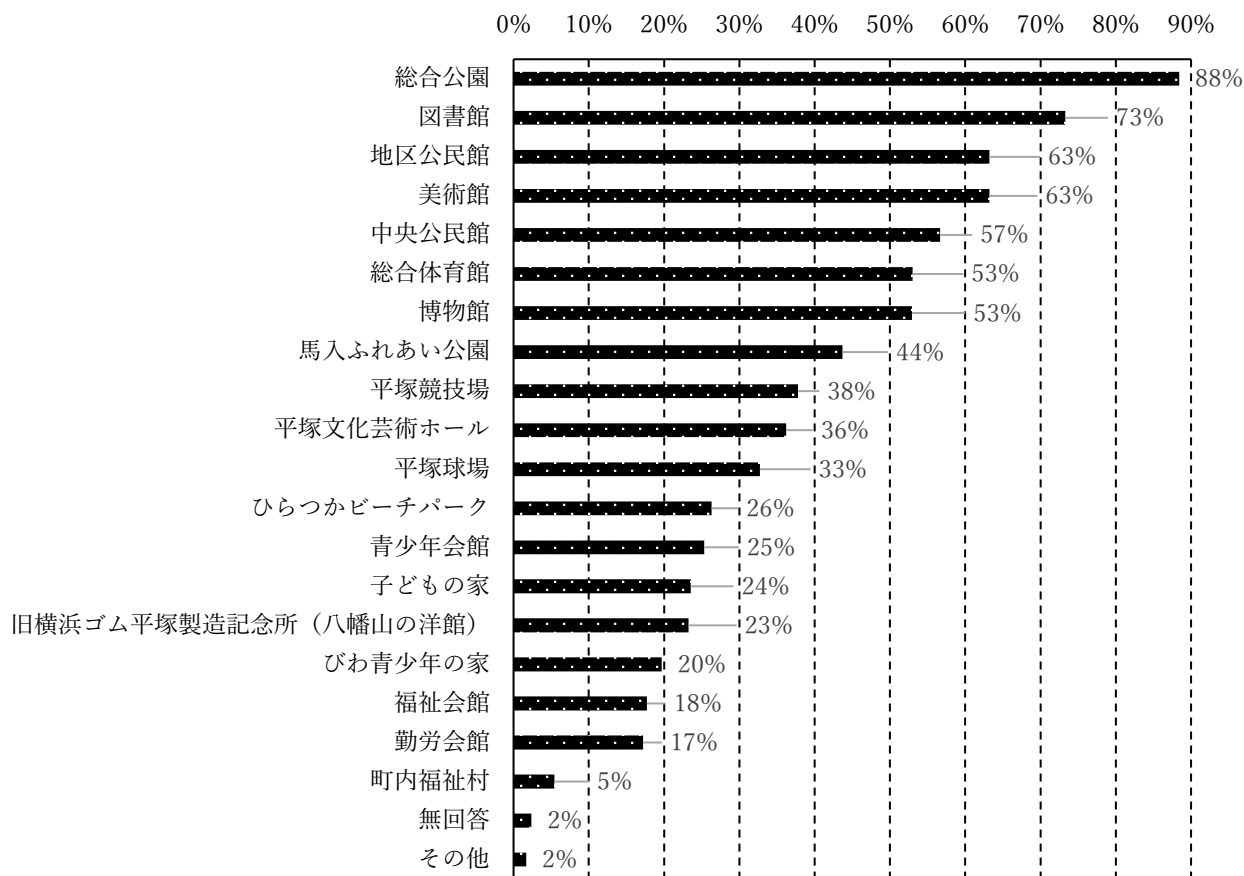
n=1011



第5章 参考資料

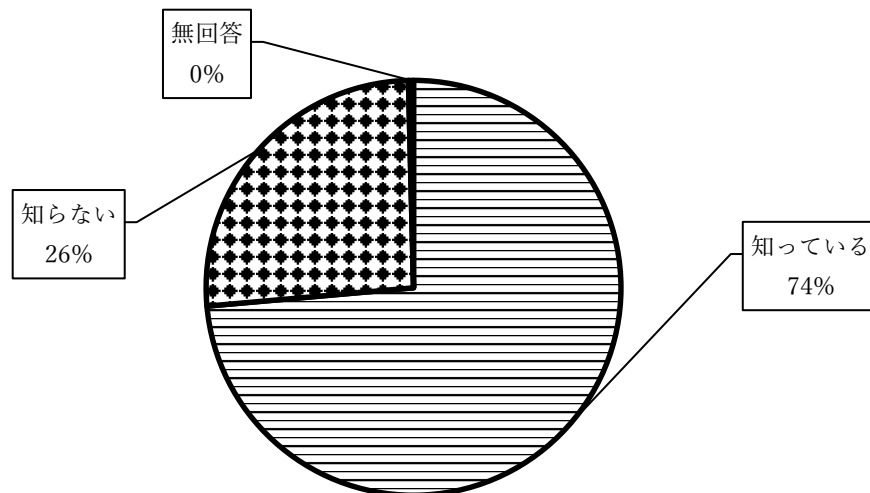
問2 あなたは本市の公共施設（公共性の高い施設を含む）を利用したことがありますか。利用したことがある施設を全て選択してください。（○はいくつでも）

n=1011



問3 あなたは、平塚文化芸術ホールが令和4年3月26日に新たに開館したことを知っていますか。（○は1つ）

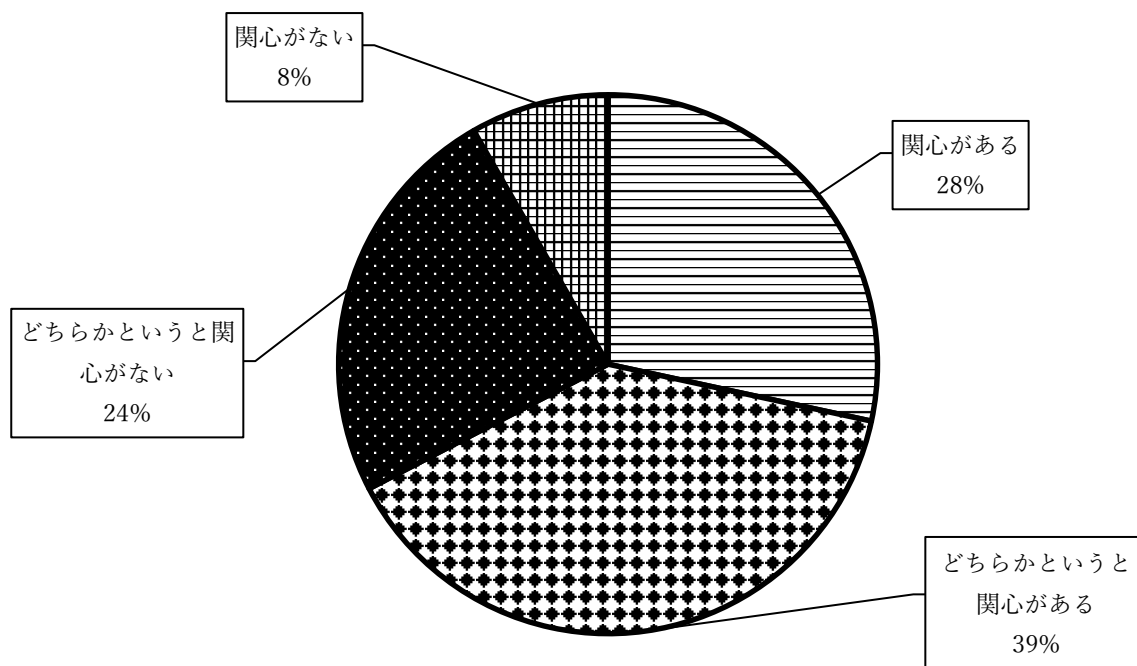
n=1011



2. あなたの文化芸術への関心についてお伺いします。

問4 あなたは文化芸術鑑賞や文化芸術体験・活動に関心を持っていますか。(○は1つ)

n=1011

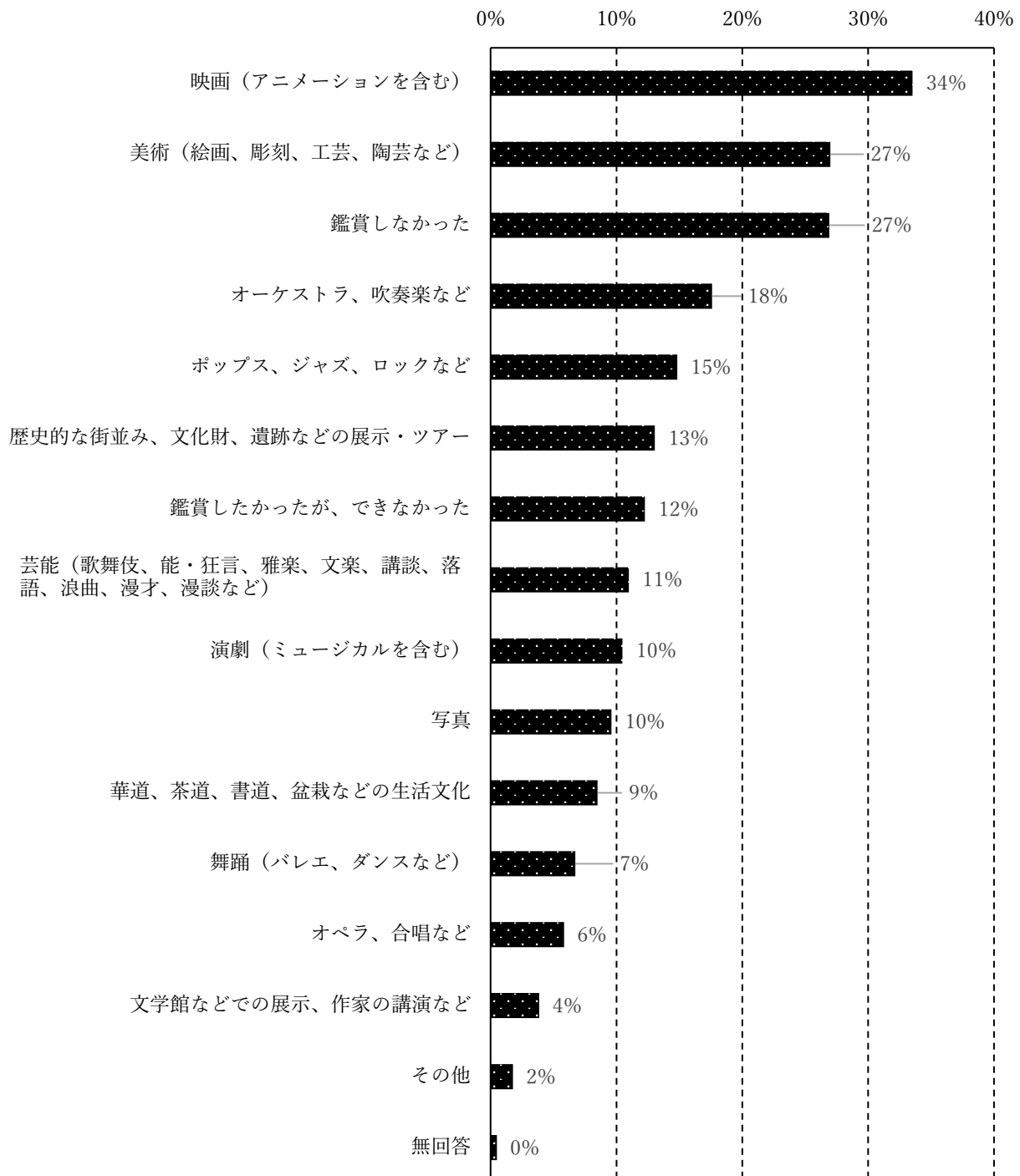


3. あなたの文化芸術に関する鑑賞状況についてお伺いします。

問5 あなたはこの1年間で文化芸術に関する催しや物事を鑑賞しましたか。鑑賞した分野を全て選択してください。（○はいくつでも）

※テレビやパソコン、スマートフォン、CD、DVDなどでの鑑賞や読書は除きます。

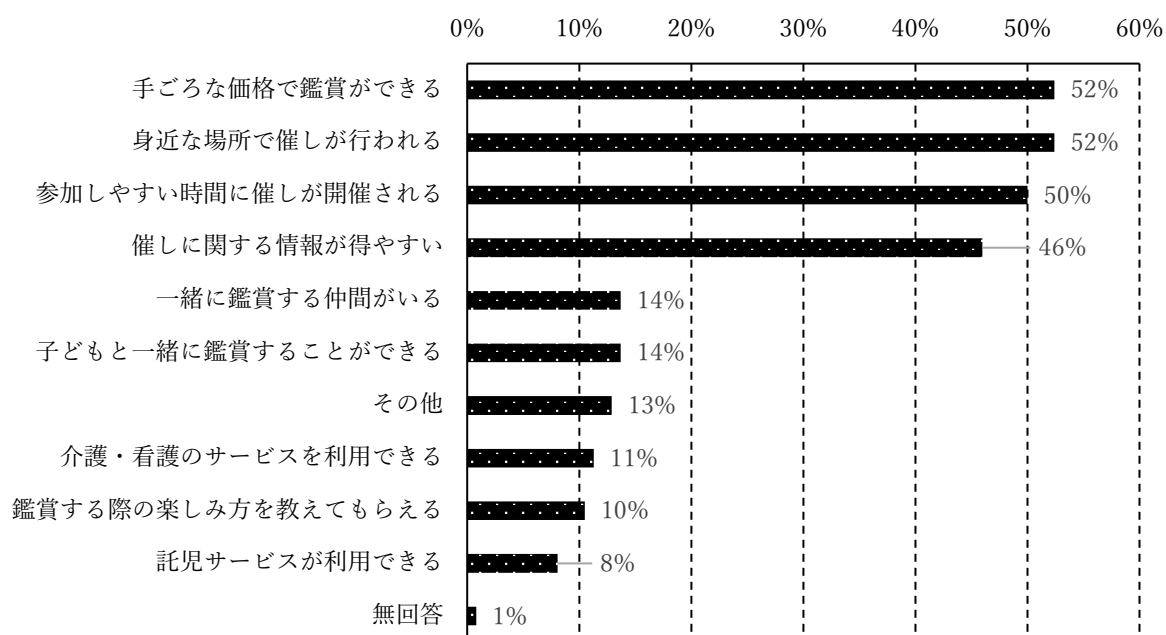
n=1011



問6 問5で「鑑賞したかったが、できなかった」を選択した方にお伺いします。

あなたはどのような条件があれば文化芸術に関する催しや物事を、鑑賞しやすくなると思いますか。(○はいくつでも)

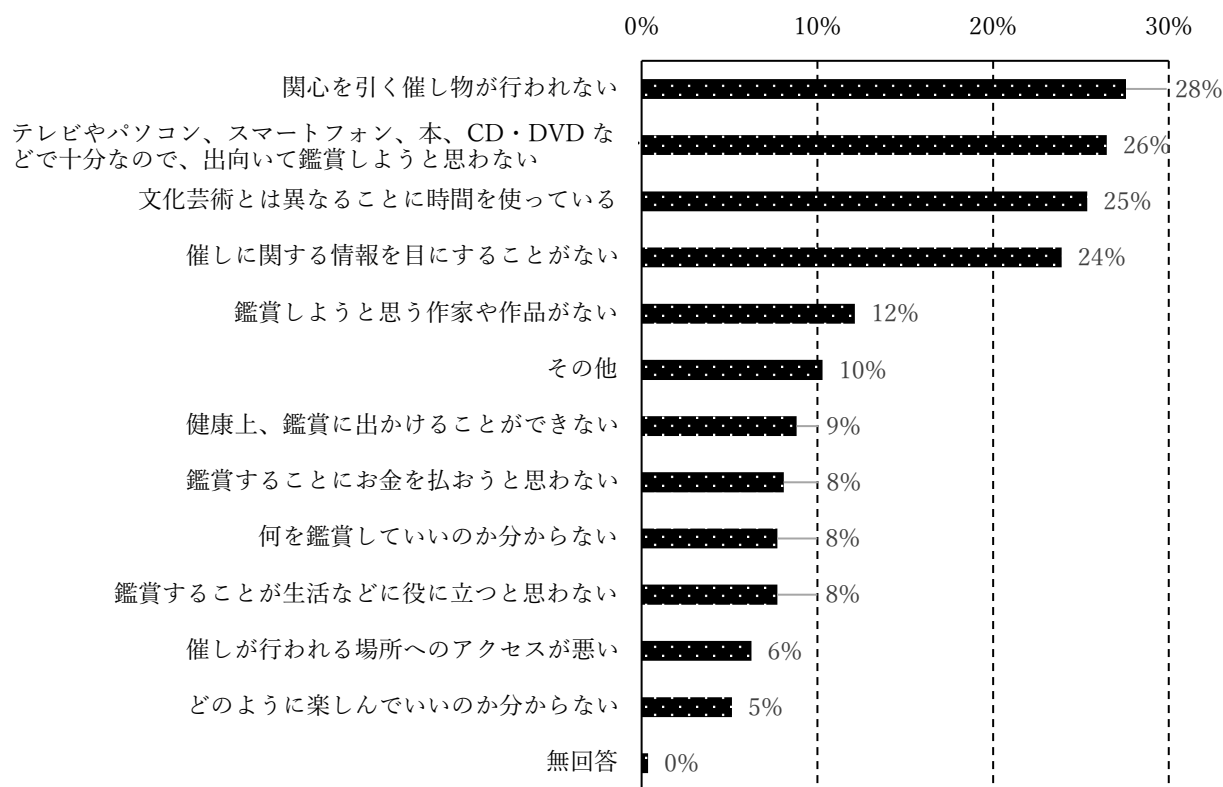
n=124



問7 問5で「鑑賞しなかった」を選択した方にお伺いします。

あなたが鑑賞しなかった理由は何ですか。(○はいくつでも)

n=272

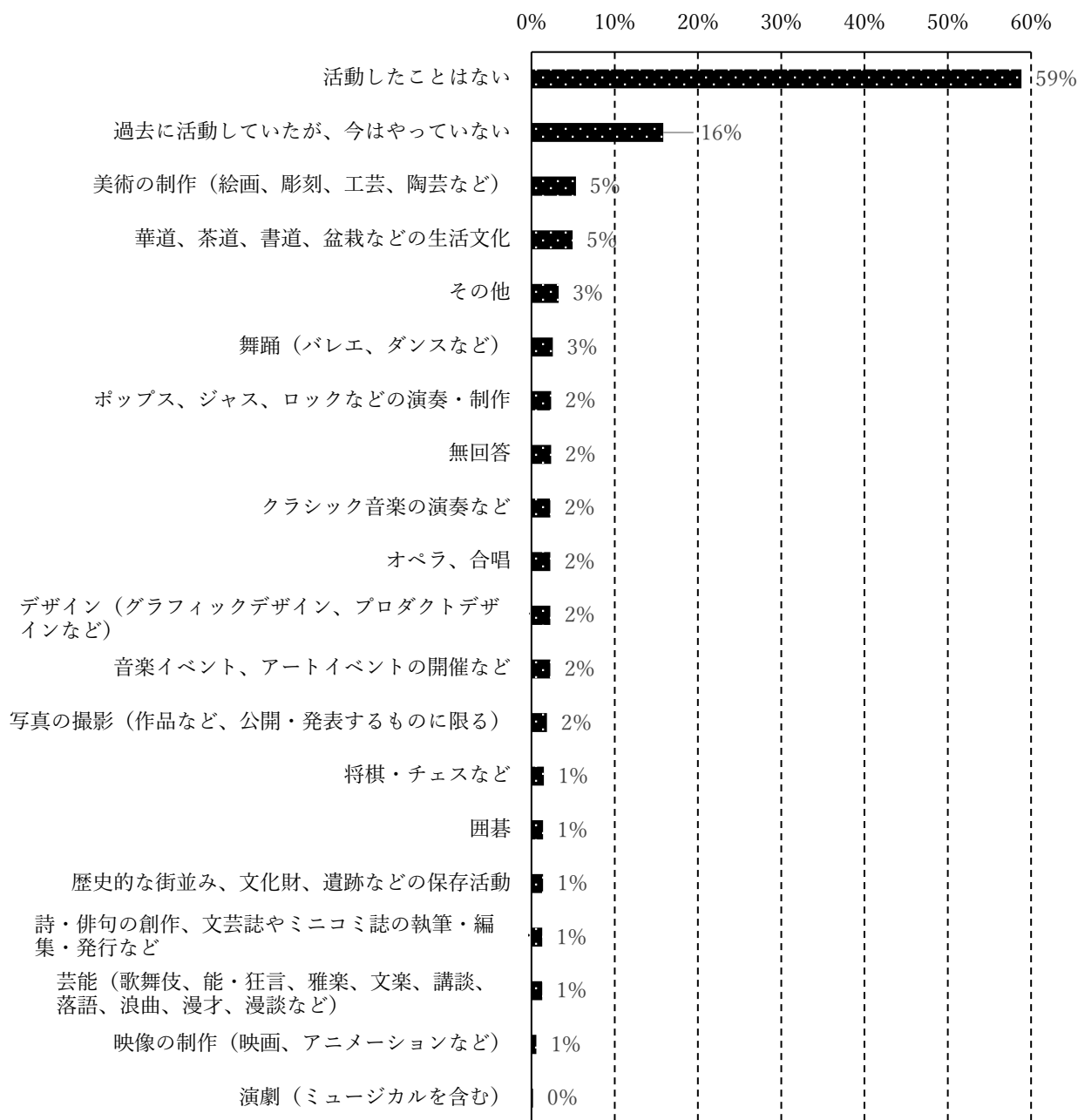


4. あなたの文化芸術に関する活動状況についてお伺いします。

問8 あなたがこの1年間で取り組んだ文化芸術に関する活動は何ですか。活動した分野を全て選択してください。（○はいくつでも）

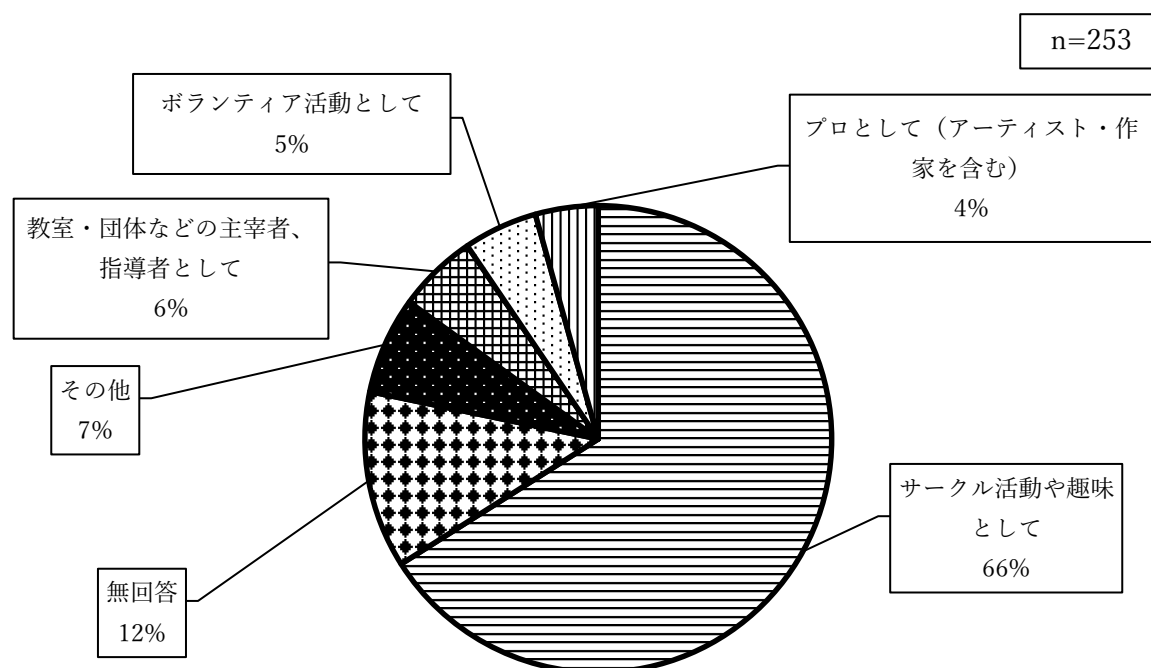
※学校での活動（授業、課外活動や部活動）は除きますが、習い事やサークル活動は含みます。また、職業として活動をされている場合も含みます。

n=1011



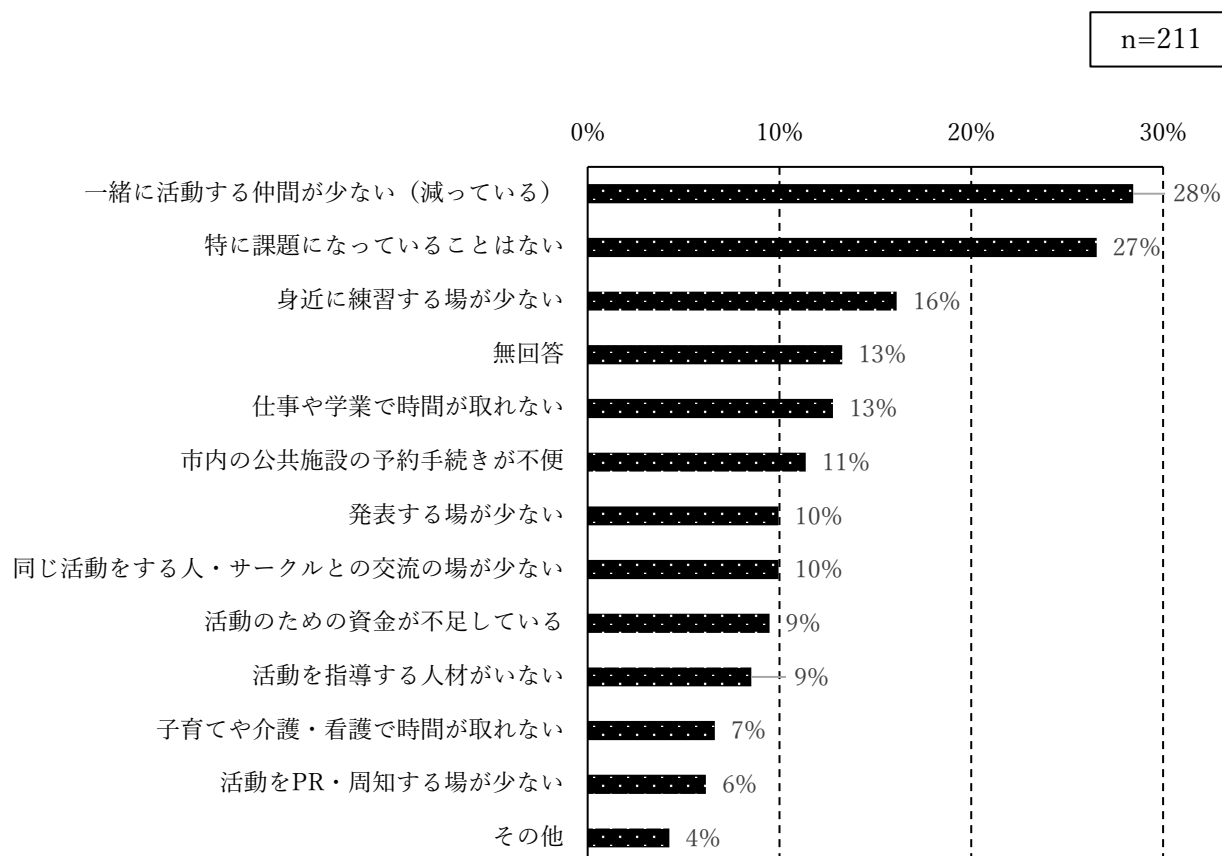
問9 問8で「具体的な活動分野」を選択した方にお伺いします。

あなたが問8で選択した活動の中で、主な活動をどのような形で行っていますか。(○は1つ)



問10 問9で「プロとして（アーティスト・作家を含む）」以外を選択した方にお伺いします。

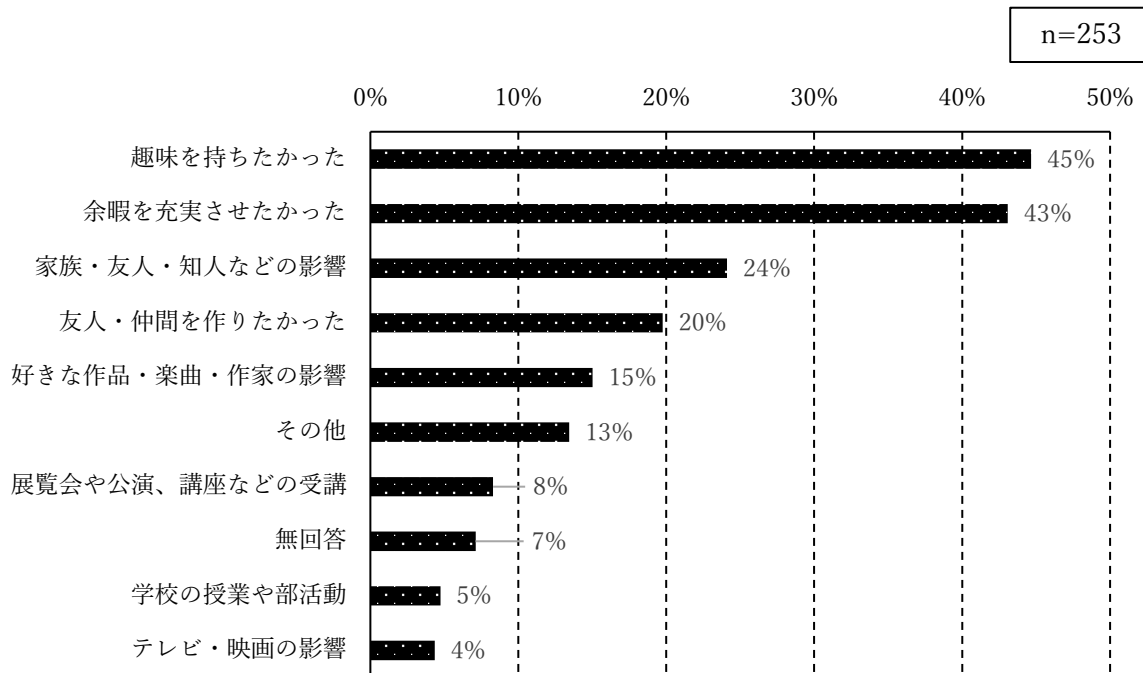
あなたが問8で選択した活動をする上で課題になっていることは何ですか。(○はいくつでも)



第5章 参考資料

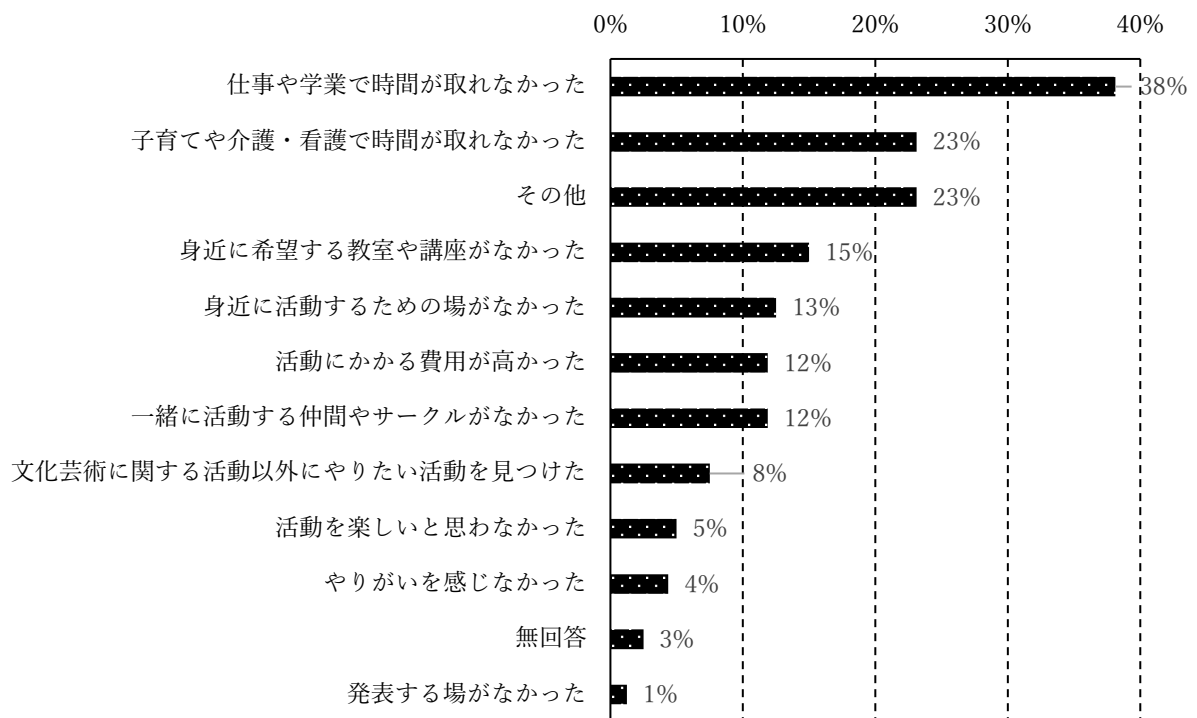
問1 1 問8で「具体的な活動分野」を選択した方にお伺いします。

あなたが問8で選択した活動を始めたきっかけは何ですか。(○はいくつでも)



問1 2 問8で「過去に活動していたが、今はやっていない」を選択した方にお伺いします。

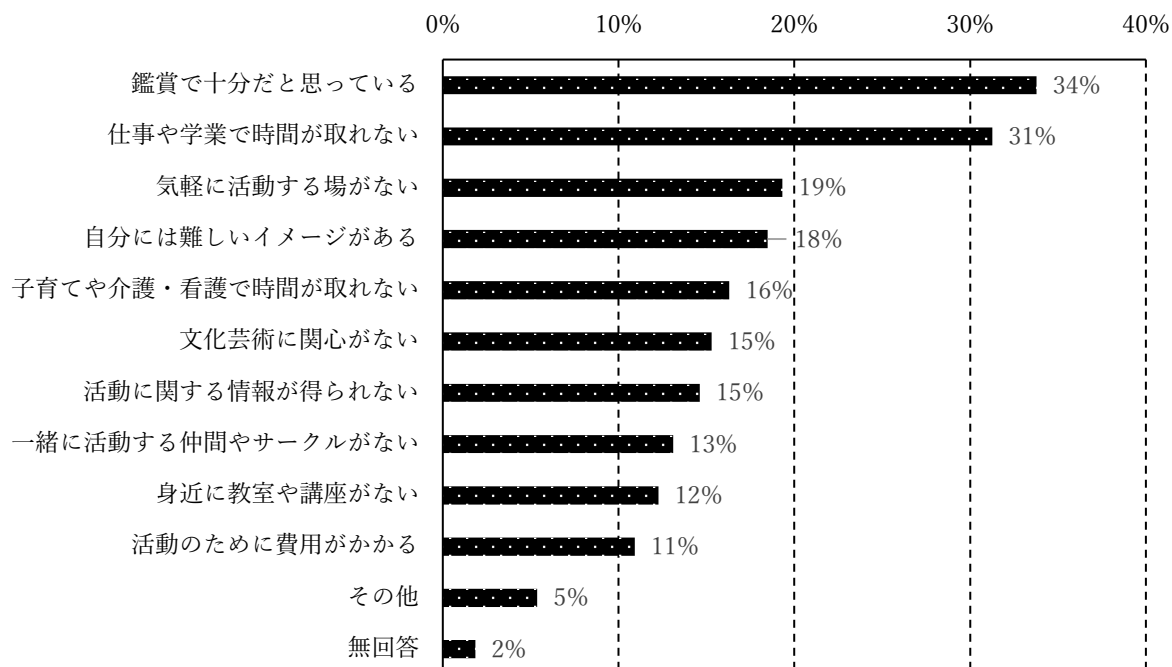
あなたが問8で選択した活動を止めた理由は何ですか。(○はいくつでも)



問13 問8で「活動したことはない」を選択した方にお伺いします。

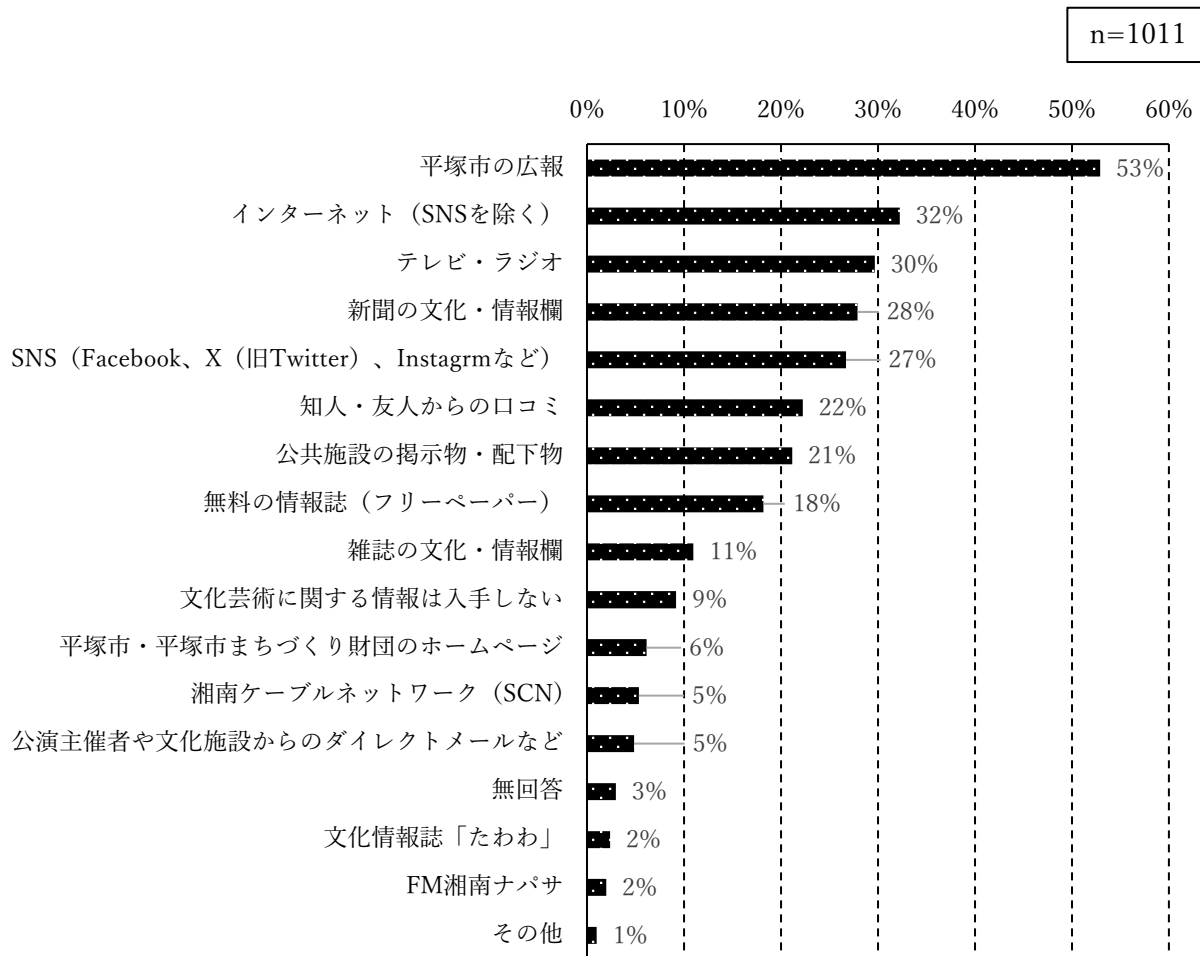
あなたが文化芸術に関する活動をしたことがない理由は何ですか。(〇はいくつでも)

n=595

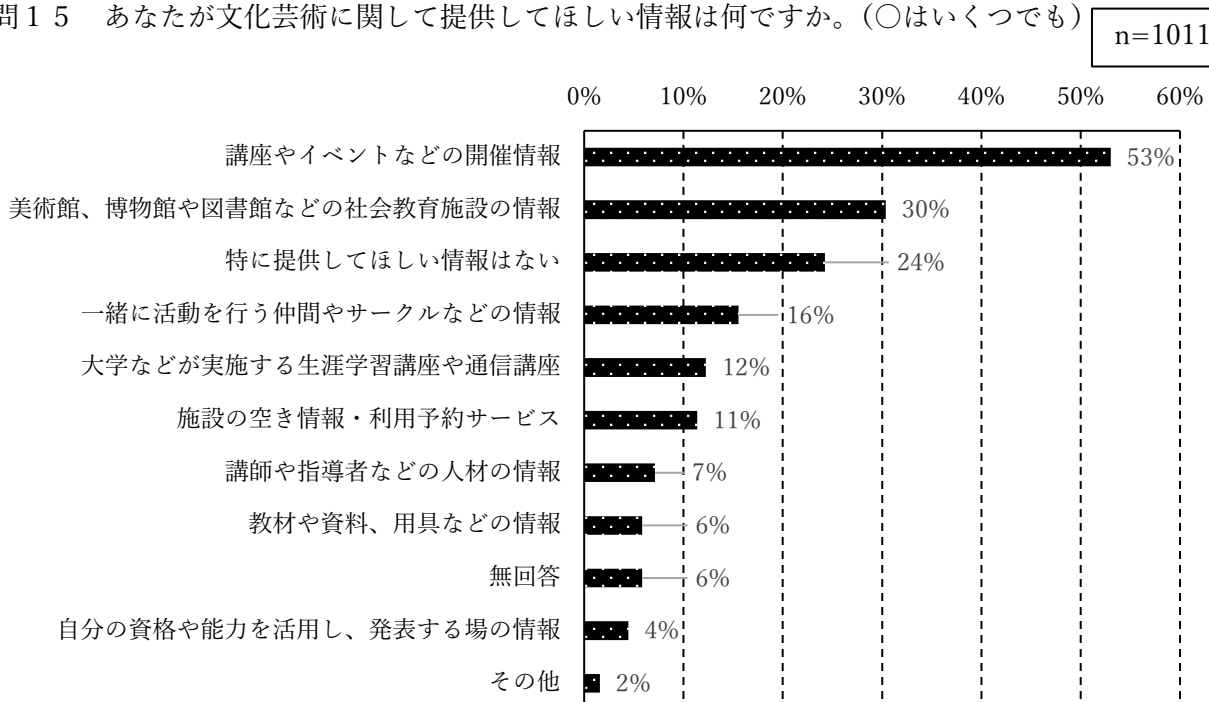


5. 文化芸術に関する情報についてあなたのお考えをお伺いします。

問14 あなたは普段文化芸術に関する情報を何から入手していますか。(○はいくつでも)

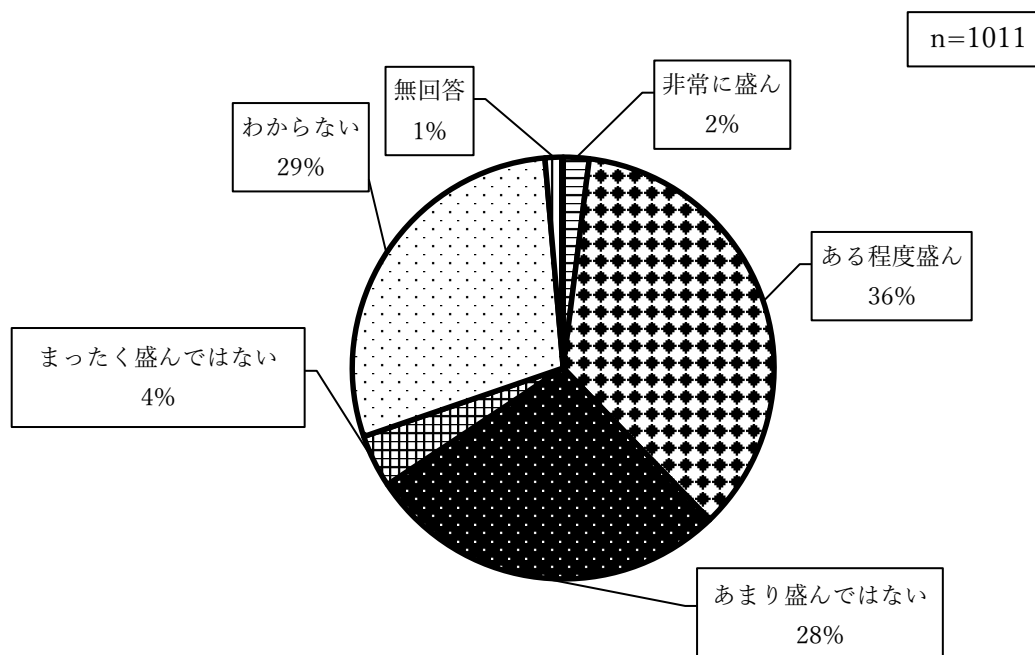


問15 あなたが文化芸術に関して提供してほしい情報は何ですか。(○はいくつでも)



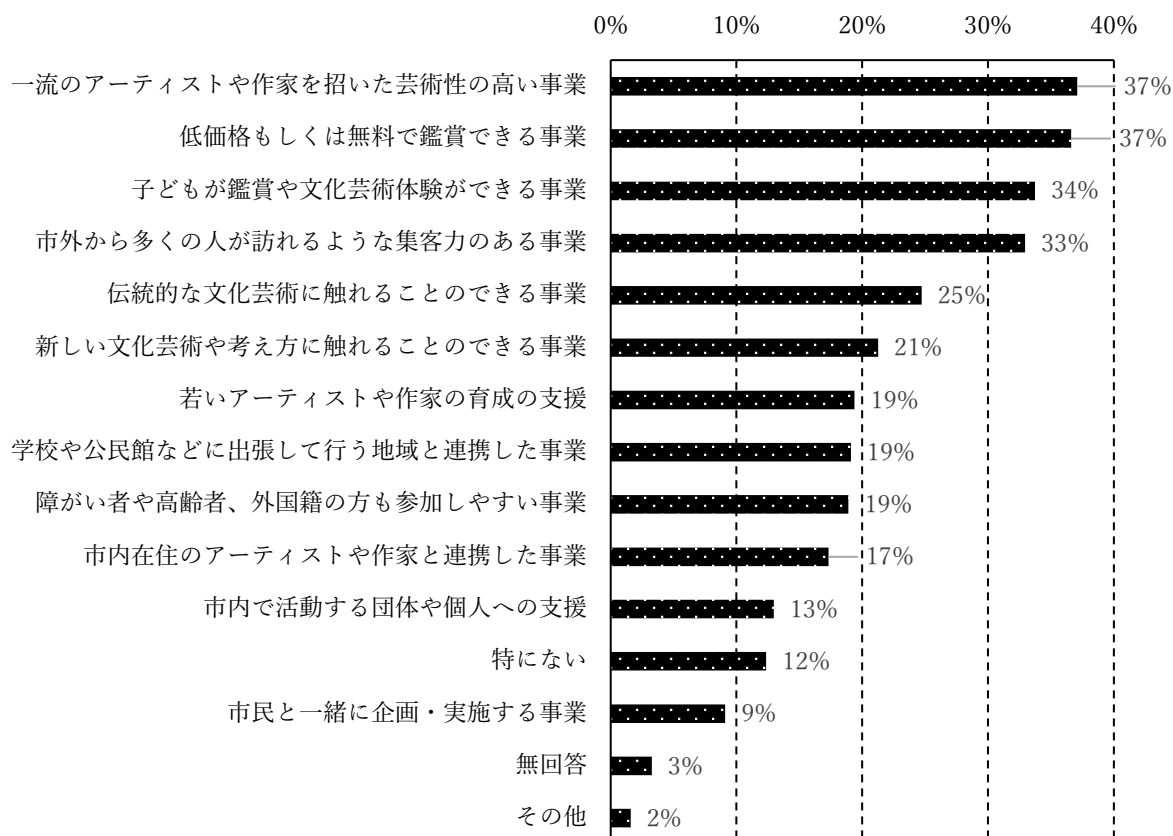
6. 本市の文化芸術の発展についてあなたのお考えをお伺いします。

問16 本市は文化芸術が盛んなまちだと思いますか。(○は1つだけ)



問17 本市の文化芸術の発展のために文化施設で行ってほしいと思う事業は何ですか。(○はいくつでも)

n=1011

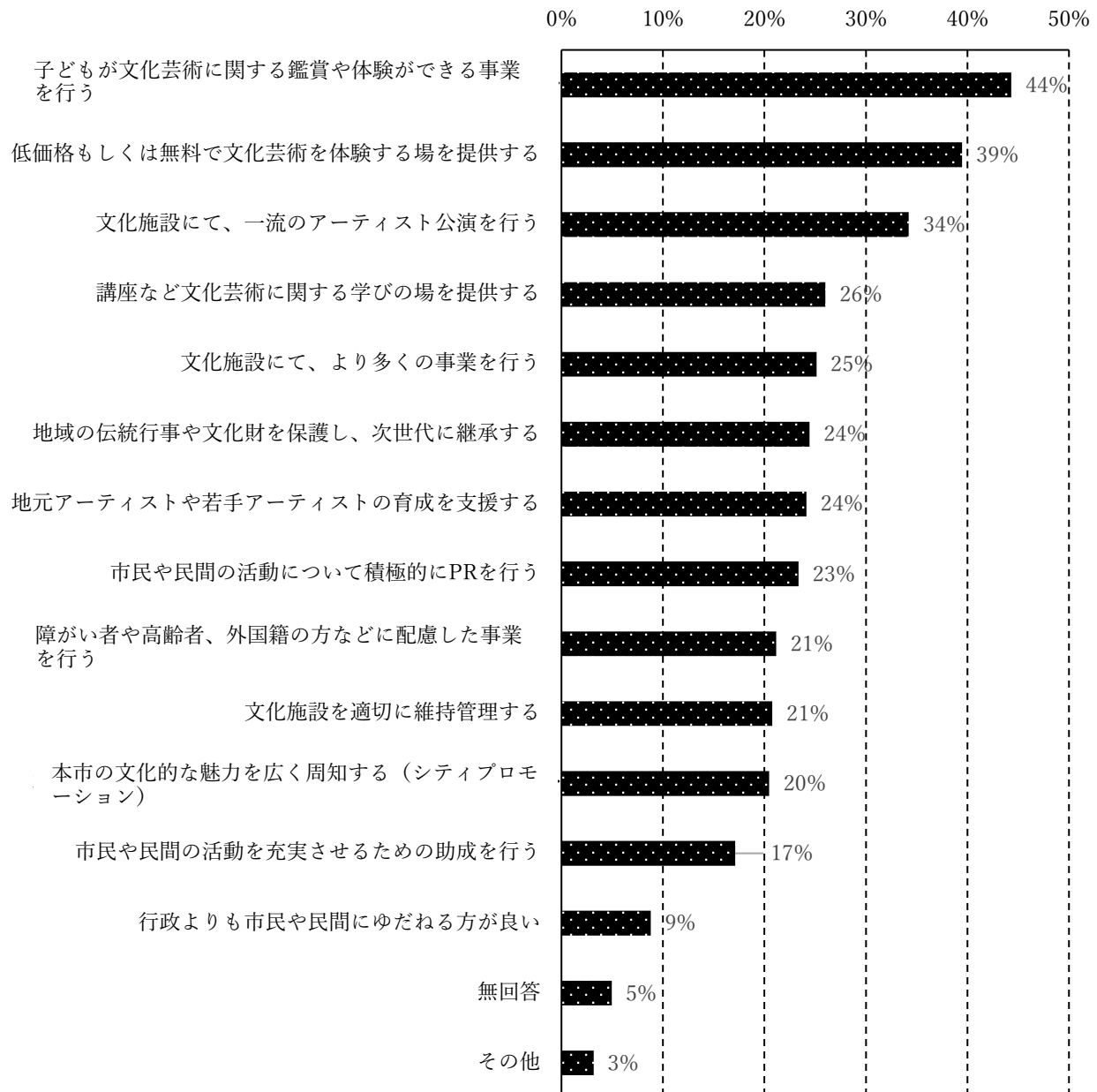


第5章 参考資料

問18 本市の文化芸術の発展のために行政が取り組む必要があると思うことは何ですか。

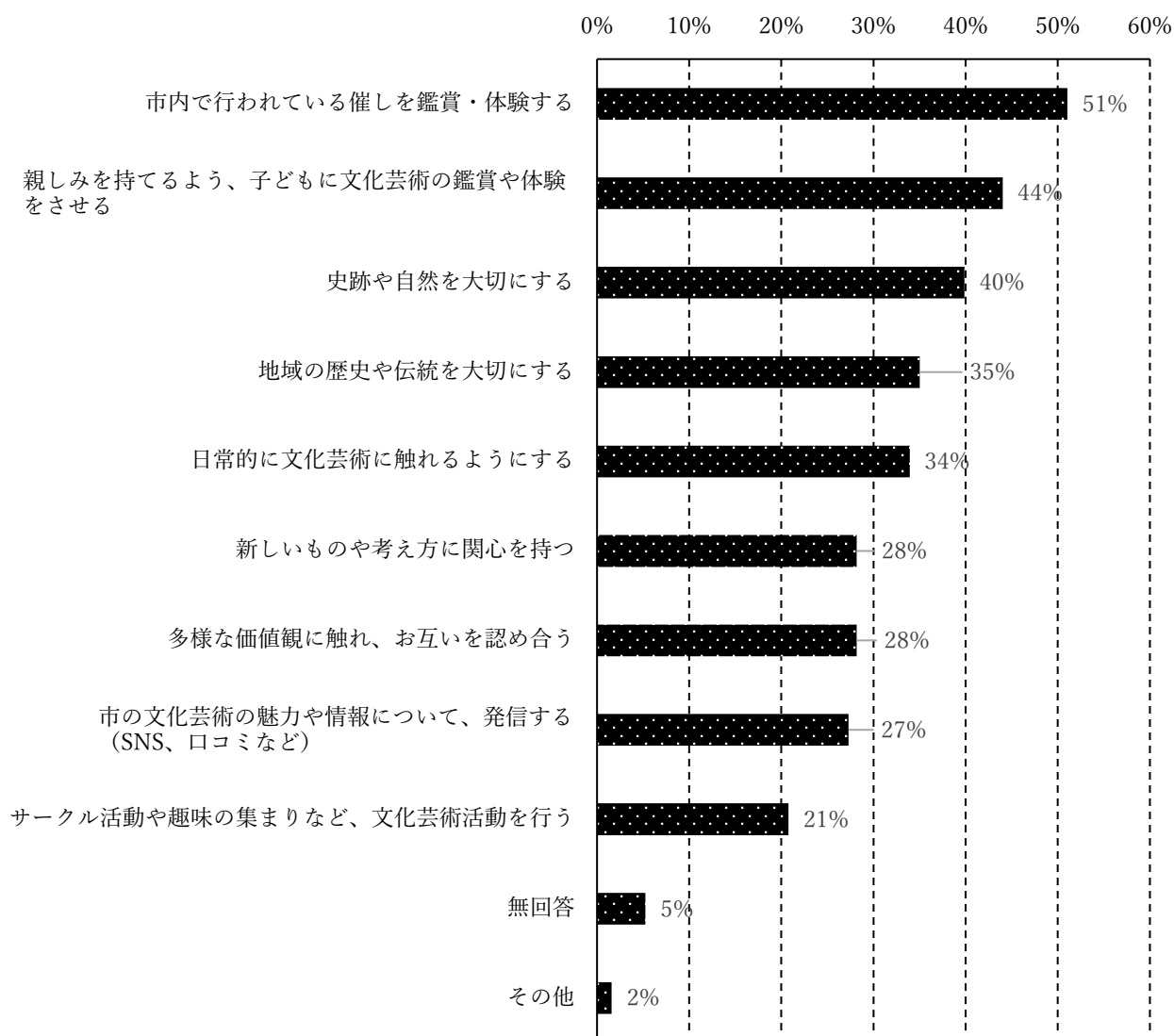
(〇はいくつでも)

n=1011



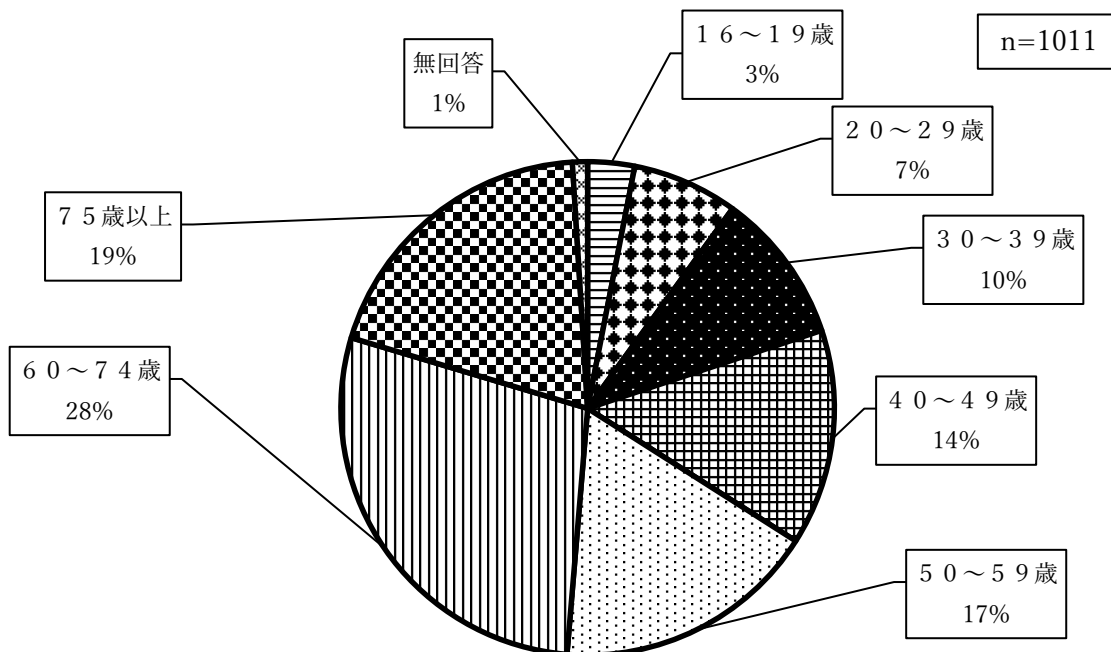
問19 本市の文化芸術の発展のために市民一人ひとりの取組としていいと思うことは何ですか。
(〇はいくつでも)

n=1011

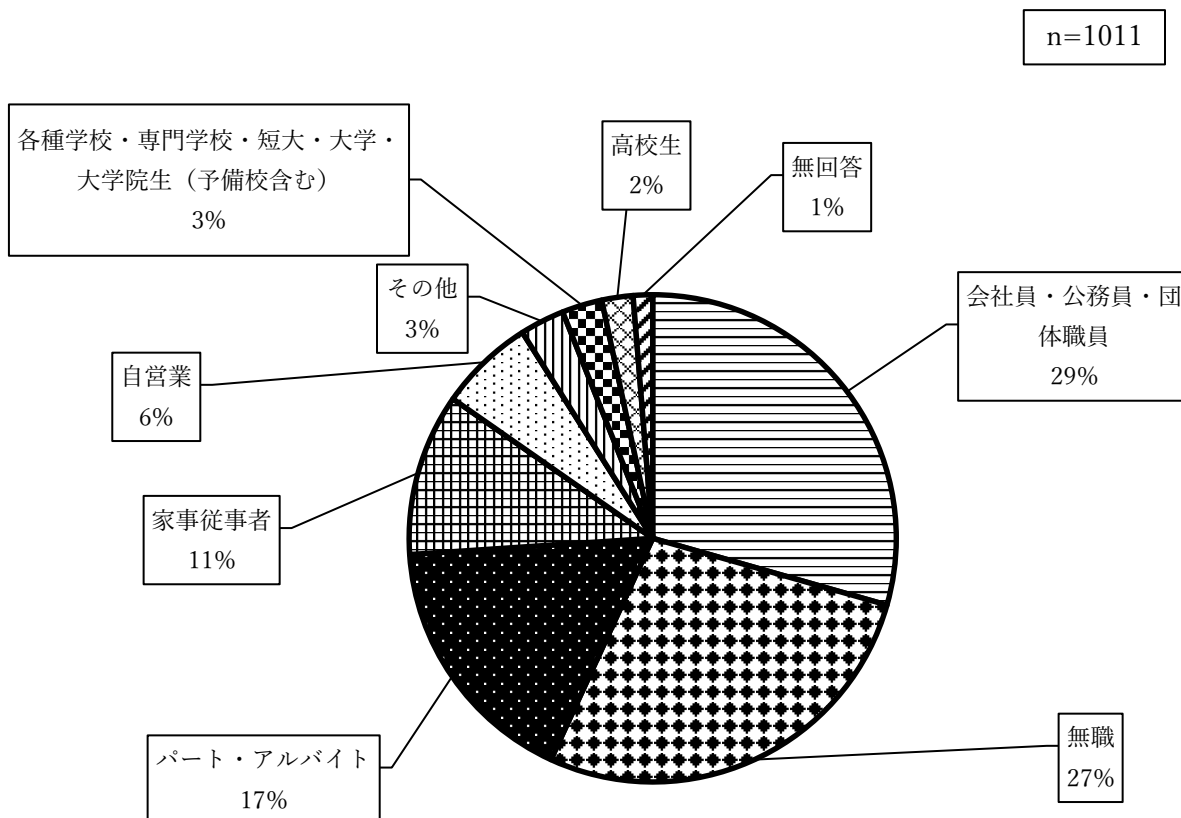


7. あなた自身やご家族についてお伺いします。

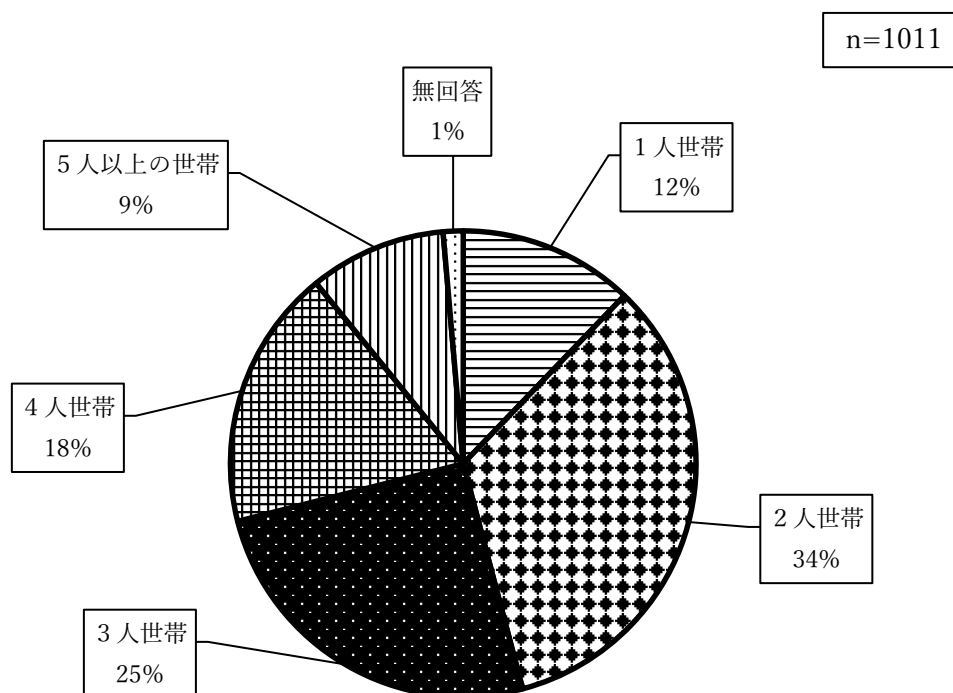
問20 あなたの年齢をお答えください。(○は1つ)



問21 あなたのお仕事をお答えください。(○は1つ)

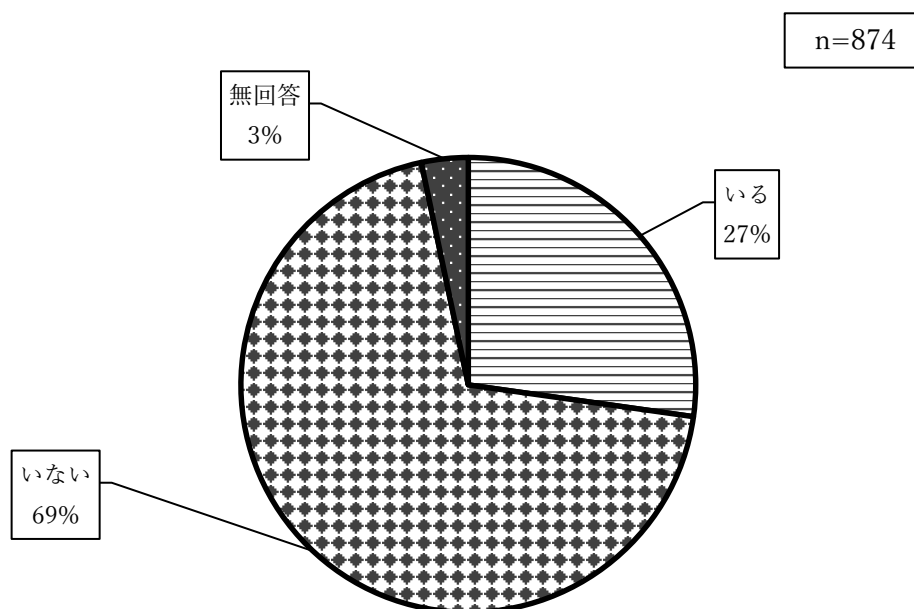


問2 2 あなたの世帯構成をお答えください。あなたも含めた人数を選択してください。(○は1つ)



問2 3 問2 2で「2人世帯」、「3人世帯」、「4人世帯」、「5人以上の世帯」を選択した方にお伺いします。

あなた以外に、世帯に未成年の方はいますか。(○は1つ)

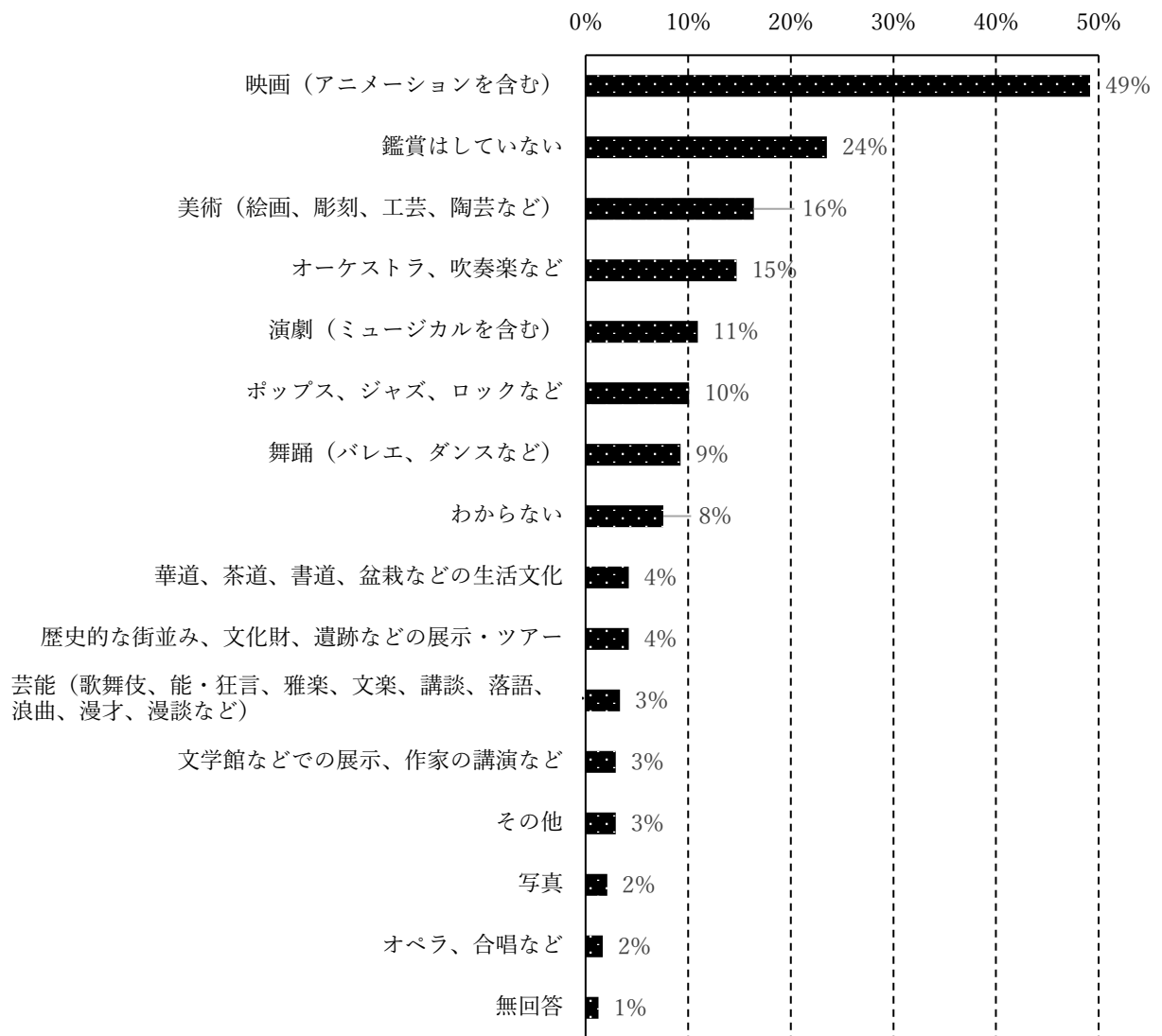


問24 問23で「いる」を選択した方にお伺いします。

その未成年の方は、学校での活動（授業、課外活動や部活動）は除いて、過去1年間で文化芸術に関する催しや物事の鑑賞をしましたか。（○はいくつでも）

※テレビやパソコン、スマートフォン、CD・DVDなどでの鑑賞や読書は除きます。

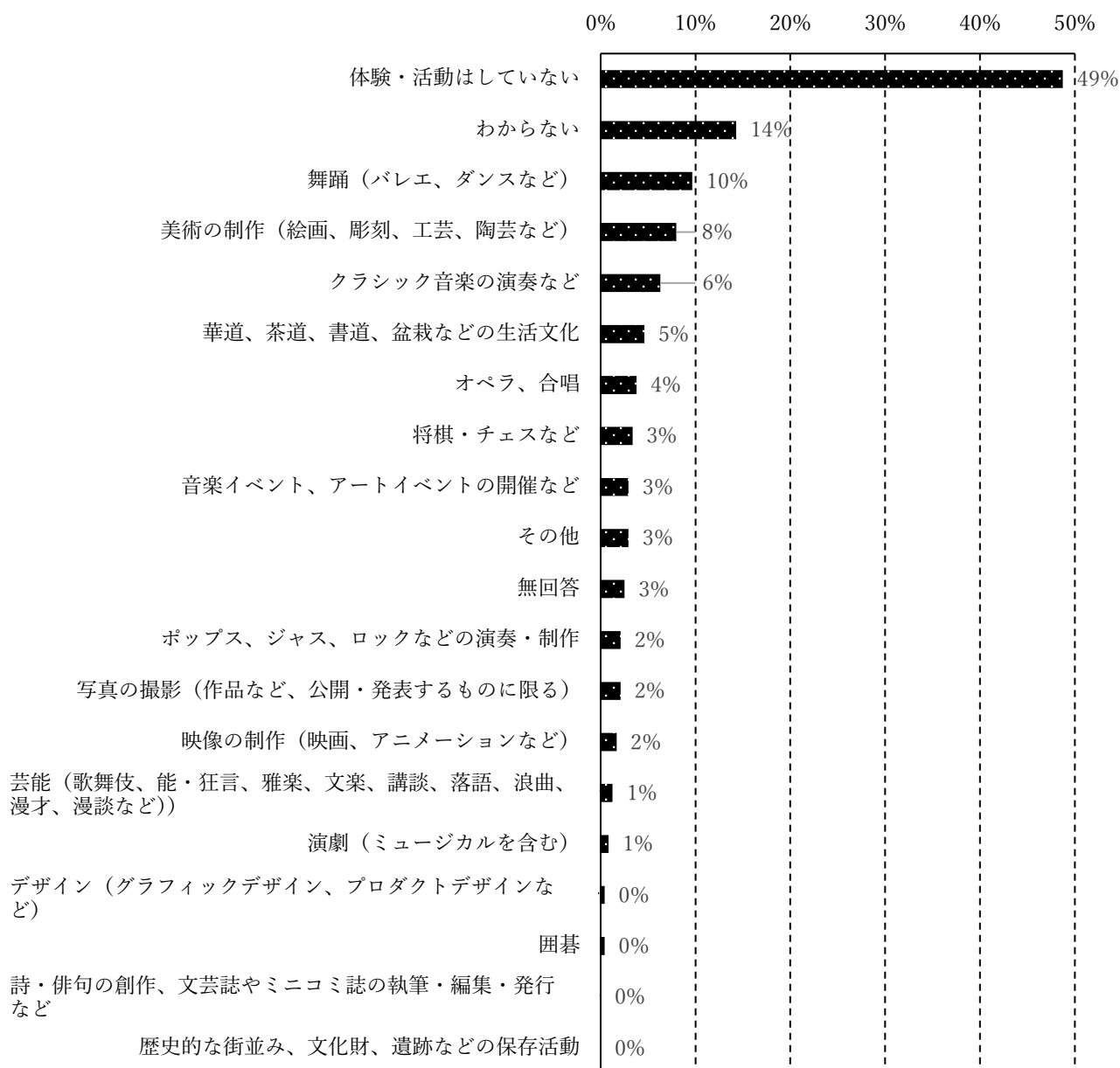
n=238



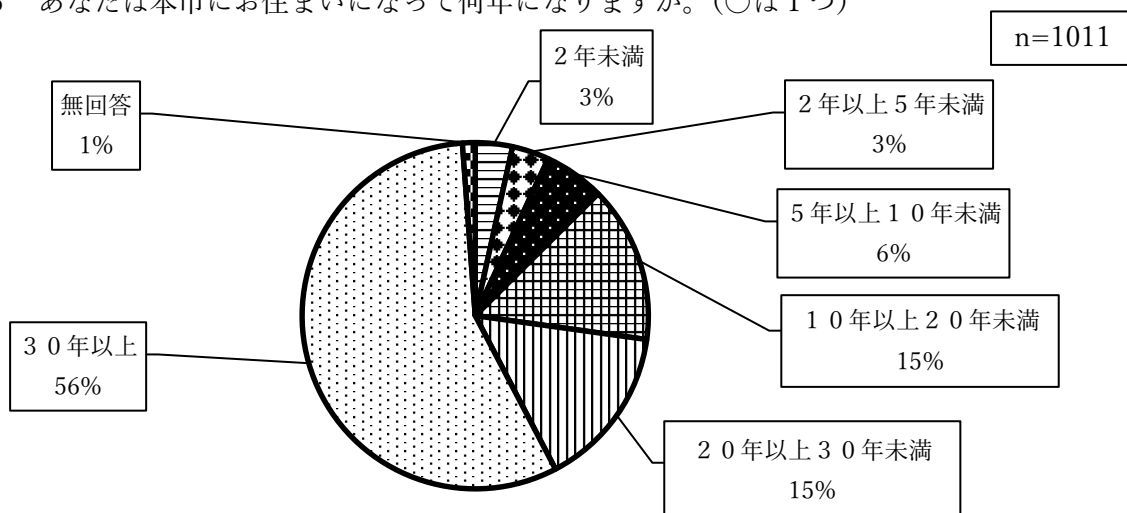
問25 問23で「いる」を選択した方にお伺いします。

その未成年の方は、学校での活動（授業、課外活動や部活動）は除いて、過去1年間で文化芸術に関する体験または活動をしましたか。（○はいくつでも）

n=238



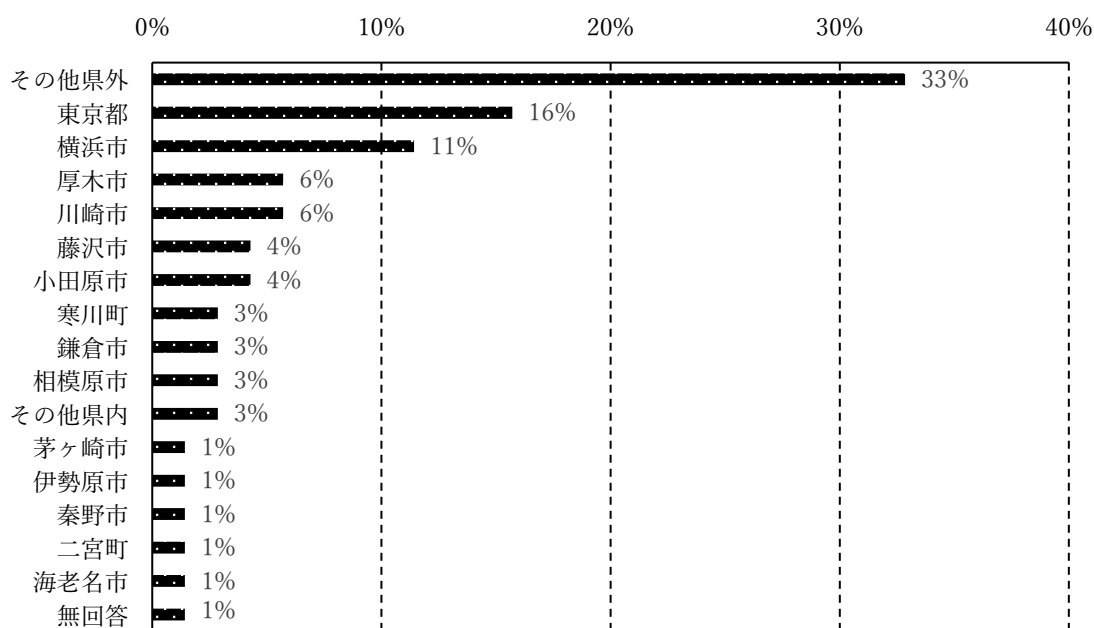
問26 あなたは本市にお住まいになって何年になりますか。(○は1つ)



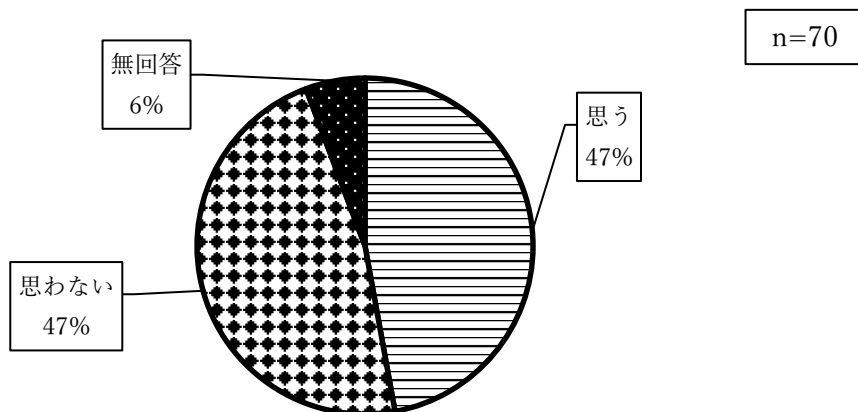
問27 問26で「2年未満」、「2年以上5年未満」を選択した方にお伺いします。

あなたが本市の前にお住まいになっていた市区町村はどちらですか。

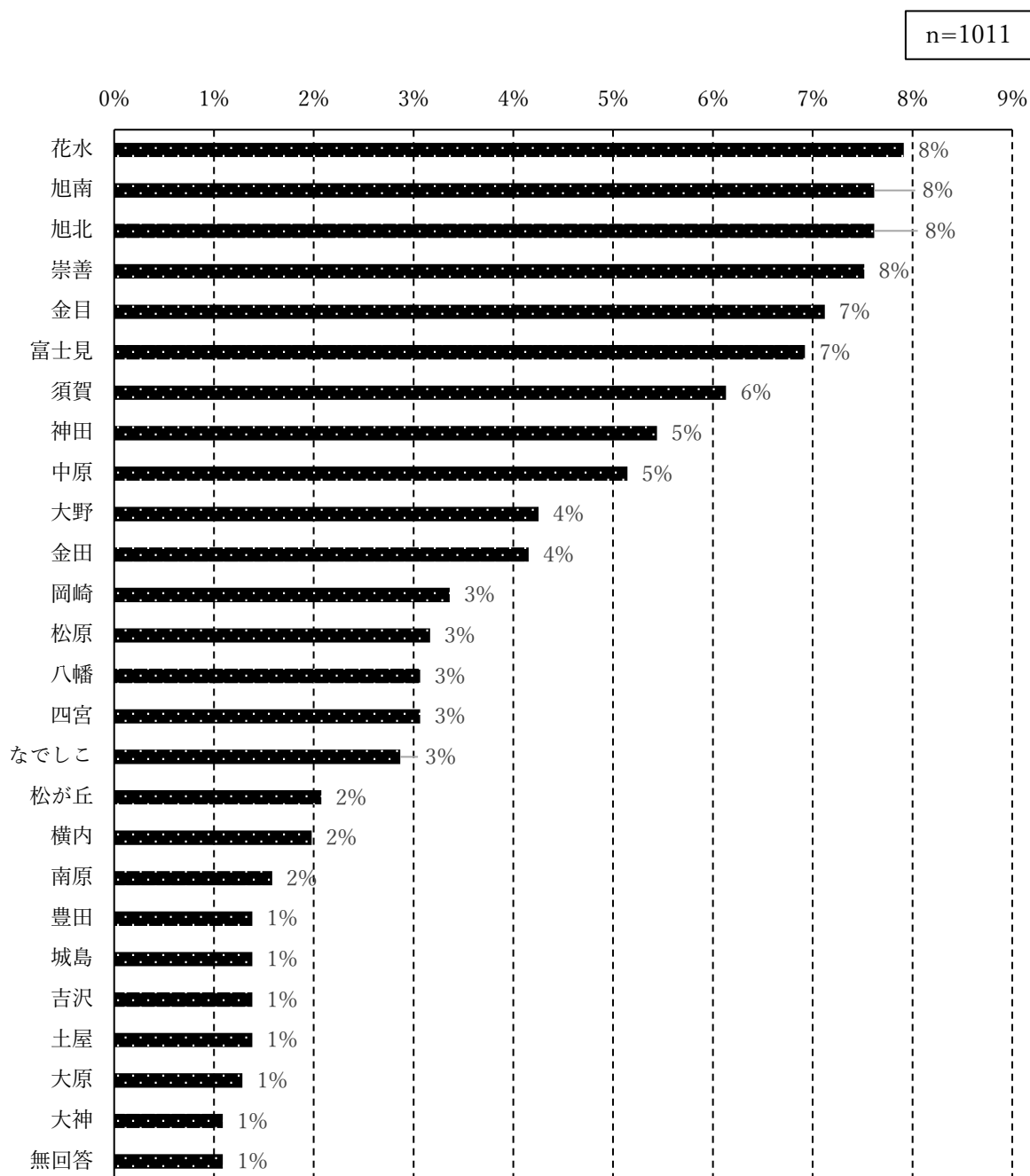
n=70



その市区町村と比べて、本市は文化芸術が盛んなまちだと思いますか。(○は1つ)



問28 あなたのお住まいの地域の公民館はどちらですか。(○は1つ)



5 パブリックコメント結果

本計画中間見直しに市民の意見を反映するため、本計画中間見直し（素案）に対する意見募集のためのパブリックコメント手続を令和6年11月1日から令和6年12月2日まで実施しました。

パブリックコメント手続の実施について「広報ひらつか」及び本市のホームページ等により周知を図り、市役所本館、市民活動センター、駅前市民窓口センター、図書館、公民館、平塚文化芸術ホール、博物館、美術館、旧横浜ゴム平塚製造所記念館の公共施設やホームページ上での内容閲覧の上、郵送、持参、ファクス、電子メール、電子申請システムの方法により意見募集を行いました。

1 実施結果

提出意見なし

平塚市文化芸術振興計画（中間見直し）



編集・発行 平塚市市民部文化・交流課文化振興担当

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号

電 話 0463-23-1111（代表）

F A X 0463-21-9756

e - m a i l bunkoh@city.hiratsuka.kanagawa.jp